

自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成31年 3 月
(第 3 回訂正分)

株式会社コプロ・ホールディングス

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成31年 3 月11日に東海財務局長に提出し、平成31年 3 月12日にその届出の効力は生じております。

- 自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成31年 2 月13日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成31年 2 月20日付及び平成31年 3 月 1 日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集400,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,210,000株（引受人の買取引受による売出し1,000,000株・オーバーアロットメントによる売出し210,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成31年 3 月11日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、自己株式処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

- 4 本募集並びに「第 2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し210,000株を追加的に行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第 2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成31年3月11日に決定された引受価額(1,922.80円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(2,090円)で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条及び株式会社名古屋証券取引所(以下「名証」といい、東証と併せて「取引所」と総称する。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄外注記の訂正>

(注)5の全文削除

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注)1」を「2,090」に訂正

「引受価額(円)」の欄:「未定(注)1」を「1,922.80」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)4」を「1株につき2,090」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

発行価格の決定にあたりましては、2,050円以上2,090円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数400,000株、引受人の買取引受けによる売出し1,000,000株及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限210,000株(以下総称して「公開株式数」という。)を目的に需要の申告を受け付けました。その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における市場評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき2,090円と決定いたしました。

なお、引受価額は1株につき1,922.80円と決定いたしました。

- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(2,090円)と発行価額(1,742.50円)及び平成31年3月11日に決定した引受価額(1,922.80円)とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- 4 申込証拠金には、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,922.80円)は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

- 7 販売に当たりましては、東証の「有価証券上場規程」及び名証の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)8の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

- 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成31年3月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき1,922.80円）を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき167.20円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

上記引受人と平成31年3月11日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「828,000,000」を「769,120,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄：「820,500,000」を「761,620,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 2 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、平成31年2月28日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額761,620千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当による自己株式処分の手取概算額上限403,788千円については、以下のとおり充当する予定であります。

①システム投資

a. 基幹システム

今後の事業規模拡大に備え、情報管理の一層の強化及び業務効率向上のための基幹システムの構築にかかる投資資金として195,000千円（平成32年3月期：41,500千円、平成33年3月期：95,500千円、平成34年3月期：58,000千円）

b. 電子端末

本社・各支店と、派遣先で就業する派遣技術社員との情報伝達の効率化及びコミュニケーションの向上を目的とする電子端末の導入資金として117,750千円（平成32年3月期：39,750千円、平成33年3月期：39,000千円、平成34年3月期：39,000千円）

c. 自社運営求人サイト「現キャリア」の機能向上

基幹システムとの連携、営業情報と求職者情報のマッチング向上等を目的とするシステム開発投資として60,000千円（平成32年3月期：20,000千円、平成33年3月期：40,000千円）

②設備投資

a. 国内支店展開

株式会社コプロ・エンジニアードにおける、事業規模拡大のための国内7支店の新設・移設にかかる内装、備品、保証金等として43,610千円（平成32年3月期：13,100千円、平成33年3月期：30,510千円）

b. 海外展開

今後成長が見込まれる東南アジアにおいて、情報収集、人脈形成のための海外拠点新設にかかる内装、備品、保証金等として10,000千円（平成33年3月期：10,000千円）

③運転資金

a. 採用費・教育費

株式会社コプロ・エンジニアードにおける、国内事業の規模拡大に向けた派遣技術社員の採用強化、及び派遣技術社員の付加価値向上のための教育にかかる運転資金として230,845千円（平成32年3月期：71,475千円、平成33年3月期：60,370千円、平成34年3月期：99,000千円）

b. 海外展開

上記②b.の海外展開にかかる運営費用として80,000千円（平成33年3月期：40,000千円、平成34年3月期：40,000千円）

④社債償還

財務体質強化を目的とした社債の一部償還として201,000千円（平成32年3月期：84,000千円、平成33年3月期：69,000千円、平成34年3月期：48,000千円）

残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出、投資に充当する方針であります。当該内容等について現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成31年3月11日に決定された引受価額（1,922.80円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格2,090円）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：

「2,070,000,000」を「2,090,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「2,070,000,000」を「2,090,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し210,000株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）4、5の全文削除及び6、7の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1（注）2」を「2,090」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「1,922.80」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2」を「1株につき2,090」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3」を「（注）3」に訂正

<欄外注記の訂正>

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 元引受契約の内容

<u>各金融商品取引業者の引受株数</u>	<u>大和証券株式会社</u>	<u>832,000株</u>
	<u>東海東京証券株式会社</u>	<u>56,000株</u>
	<u>S M B C日興証券株式会社</u>	<u>42,000株</u>
	<u>野村證券株式会社</u>	<u>42,000株</u>
	<u>株式会社S B I証券</u>	<u>14,000株</u>
	<u>エース証券株式会社</u>	<u>14,000株</u>

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき167.20円）の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成31年3月11日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

8 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売いたします。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「434,700,000」を「438,900,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「434,700,000」を「438,900,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる大和証券株式会社による売出しであります。
 - 5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。
- （注）5の全文削除及び6の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「2,090」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1」を「1株につき2,090」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、平成31年3月11日において決定いたしました。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成31年2月13日及び平成31年2月28日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による自己株式の処分（以下、「本件自己株式の処分」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 210,000株
募集株式の払込金額	1株につき1,742.50円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 <u>（注）</u>
払込期日	平成31年3月29日
払込取扱場所	愛知県名古屋市中区錦二丁目18番24号 株式会社三井住友銀行 名古屋支店

（注） 割当価格は、平成31年3月11日に1,922.80円に決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件自己株式の処分による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成31年3月26日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（210,000株）を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による自己株式の処分及び売出株式のうち9,600株について売付けることを引受人に要請し、引受人は当社の要請に基づき親引けを実施します。

(3) 親引けしようとする株券等の数

引受人は、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による自己株式の処分株式数及び引受人の買取引受による売出株式数のうち9,600株を売付けいたします。

(7) 親引けに係る株券等の譲渡制限

日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として、上場日（株式受渡期日。当日を含む）後180日目（平成31年9月14日）までの期間（以下、「本確約期間」という。）継続して所有すること等の確約を書面により取り付けました。本確約期間終了後には売却等が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。主幹事会社は本確約期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

(8) 販売条件に関する事項

販売条件は、仮条件等における需要状況等を勘案した結果決定した公募による自己株式の処分等の販売条件と同一とすることから、親引け予定先に対して特に有利な条件ではないと考えております。

(9) 親引け後の大株主の状況

(省略)

② 公募による自己株式の処分、株式売出し及び親引け実施後の大株主の状況

株式会社リタメコ	2,100,000株
清川 甲介	1,000,000株
コプロ従業員持株会	<u>9,600株</u>

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出し、シンジケートカバー取引及び第三者割当による自己株式処分株数（最大210,000株）は考慮しておりません。

2 親引け予定株式数は9,600株であり、平成31年3月11日に決定いたしました。

自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成31年 3 月
(第 2 回訂正分)

株式会社コプロ・ホールディングス

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成31年 3 月 1 日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

- 自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成31年 2 月13日付をもって提出した有価証券届出書及び平成31年 2 月20日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集400,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,210,000株（引受人の買取引受による売出し1,000,000株・オーバーアロットメントによる売出し210,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、平成31年 2 月28日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、自己株式処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

- 3 発行数については、平成31年 2 月13日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集（以下、「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 9 条第 1 項に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

2【募集の方法】

平成31年3月11日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成31年2月28日開催の取締役会において決定された払込金額（1,742.50円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「710,600,000」を「697,000,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「710,600,000」を「697,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
- 5 仮条件（2,050円～2,090円）の平均価格（2,070円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は828,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「1,742.50」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は2,050円以上2,090円以下の価格といたします。
当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。
なお、当該仮条件は変更されることがあります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年3月11日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
需要の申告の受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額（1,742.50円）及び平成31年3月11日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 8 引受価額が発行価額（1,742.50円）を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の引受人の引受株式数：「未定」を「大和証券株式会社400,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

上記引受人と発行価格決定日（平成31年3月11日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。

（注）1の全文及び2の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「836,000,000」を「828,000,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「828,500,000」を「820,500,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 2 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(2,050円～2,090円)の平均価格(2,070円)を基礎として算出した見込額であります。平成31年2月28日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額820,500千円及び「1 新規発行株式」の（注）5に記載の第三者割当による自己株式処分の手取概算額上限434,700千円については、以下のとおり充当する予定であります。

①システム投資

a. 基幹システム

今後の事業規模拡大に備え、情報管理の一層の強化及び業務効率向上のための基幹システムの構築にかかる投資資金として195,000千円（平成32年3月期：41,500千円、平成33年3月期：95,500千円、平成34年3月期：58,000千円）

b. 電子端末

本社・各支店と、派遣先で就業する派遣技術社員との情報伝達の効率化及びコミュニケーションの向上を目的とする電子端末の導入資金として117,750千円（平成32年3月期：39,750千円、平成33年3月期：39,000千円、平成34年3月期：39,000千円）

c. 自社運営求人サイト「現キャリ」の機能向上

基幹システムとの連携、営業情報と求職者情報のマッチング向上等を目的とするシステム開発投資として60,000千円（平成32年3月期：20,000千円、平成33年3月期：40,000千円）

②設備投資

a. 国内支店展開

株式会社コプロ・エンジニアードにおける、事業規模拡大のための国内7支店の新設・移設にかかる内装、備品、保証金等として43,610千円（平成32年3月期：13,100千円、平成33年3月期：30,510千円）

b. 海外展開

今後成長が見込まれる東南アジアにおいて、情報収集、人脈形成のための海外拠点新設にかかる内装、備品、保証金等として10,000千円（平成33年3月期：10,000千円）

③運転資金

a. 採用費・教育費

株式会社コプロ・エンジニアードにおける、国内事業の規模拡大に向けた派遣技術社員の採用強化、及び派遣技術社員の付加価値向上のための教育にかかる運転資金として230,845千円（平成32年3月期：71,475千円、平成33年3月期：60,370千円、平成34年3月期：99,000千円）

b. 海外展開

上記②b.の海外展開にかかる運営費用として80,000千円（平成33年3月期：40,000千円、平成34年3月期：40,000千円）

④社債償還

財務体質強化を目的とした社債の一部償還として201,000千円（平成32年3月期：84,000千円、平成33年3月期：69,000千円、平成34年3月期：48,000千円）

残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出、投資に充当する方針であります。当該内容等について現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：

「2,090,000,000」を「2,070,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「2,090,000,000」を「2,070,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4 売出価額の総額は、仮条件（2,050円～2,090円）の平均価格（2,070円）で算出した見込額であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「438,900,000」を「434,700,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「438,900,000」を「434,700,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5 売出価額の総額は、仮条件（2,050円～2,090円）の平均価格（2,070円）で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成31年2月13日及び平成31年2月28日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による自己株式の処分（以下、「本件自己株式の処分」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 210,000株
募集株式の払込金額	<u>1株につき1,742.50円</u>
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成31年3月29日
払込取扱場所	愛知県名古屋市中区錦二丁目18番24号 株式会社三井住友銀行 名古屋支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件自己株式の処分による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成31年3月26日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による自己株式の処分及び売出株式のうち12,000株を上限として売付けることを引受人に要請しております。

当社が大和証券株式会社に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります（平成31年2月19日開催の当社取締役会において決議）。

(1) 親引け予定先の概要

① 名称	コプロ従業員持株会	
② 本店所在地	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	
③ 代表者の役職・氏名	理事長 根笹 優	
④ 当社との関係	資本関係	該当事項ありません。
	人的関係	該当事項ありません。
	取引関係	該当事項ありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項ありません。

(2) 親引け予定先の選定理由

当社従業員の福利厚生等を目的として当社従業員持株会を親引け予定先として選定しました。

(3) 親引けしようとする株券等の数

12,000株を上限として、公募による自己株式の処分等の価格等とあわせて平成31年3月11日に決定する予定であります。

(4) 親引け先の株券等の保有方針

長期的に保有する方針であります。

(5) 親引け予定先における払込みに要する資金等の状況

当社は、払込に要する資金について、当社従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

(6) 親引け予定先の実態

当社の社員等で構成する従業員持株会であります。

(7) 親引けに係る株券等の譲渡制限

日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、主幹会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として、上場日（株式受渡期日。当日を含む）後180日目（平成31年9月14日）までの期間（以下、「本確約期間」という。）継続して所有すること等の確約を書面により取り付けます。本確約期間終了後には売却等が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。主幹会社は本確約期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

(8) 販売条件に関する事項

販売条件は、仮条件等における需要状況等を勘案した上で決定する公募による自己株式の処分等の販売条件と同一とすることから、親引け予定先に対して特に有利な条件ではないと考えております。

(9) 親引け後の大株主の状況

① 現在の大株主の状況

株式会社リタメコ	2,100,000株
清川 甲介	2,000,000株

② 公募による自己株式の処分、株式売出し及び親引け実施後の大株主の状況

株式会社リタメコ	2,100,000株
清川 甲介	1,000,000株
コプロ従業員持株会	12,000株

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出し、シンジケートカバー取引及び第三者割当による自己株式処分株数（最大210,000株）は考慮しておりません。

2 親引け予定株式数は上限である12,000株として算定しており、公募による自己株式の処分等の価格等の決定日において変更される可能性があります。

(10) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項ありません。

(11) その他参考となる事項

該当事項ありません。

自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成31年 2月
(第1回訂正分)

株式会社コプロ・ホールディングス

「第一部 証券情報」の記載事項のうち、記載内容の一部を追加するため、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成31年2月20日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

- 自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成31年2月13日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、公募による自己株式の処分の件及び株式売出しの件に関して、引受人に対する指定販売先への売付け要請（親引け）に関する事項を、平成31年2月19日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、自己株式処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による自己株式の処分及び売出株式のうち12,000株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

エンジニアの熱になる。

COPRO[®]

自己株式処分並びに株式売出届出目論見書

平成31年2月

株式会社コプロ・ホールディングス

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式710,600千円（見込額）の募集及び株式2,090,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式438,900千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成31年2月13日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

自己株式処分並びに株式売出届出目論見書

株式会社コプロ・ホールディングス

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

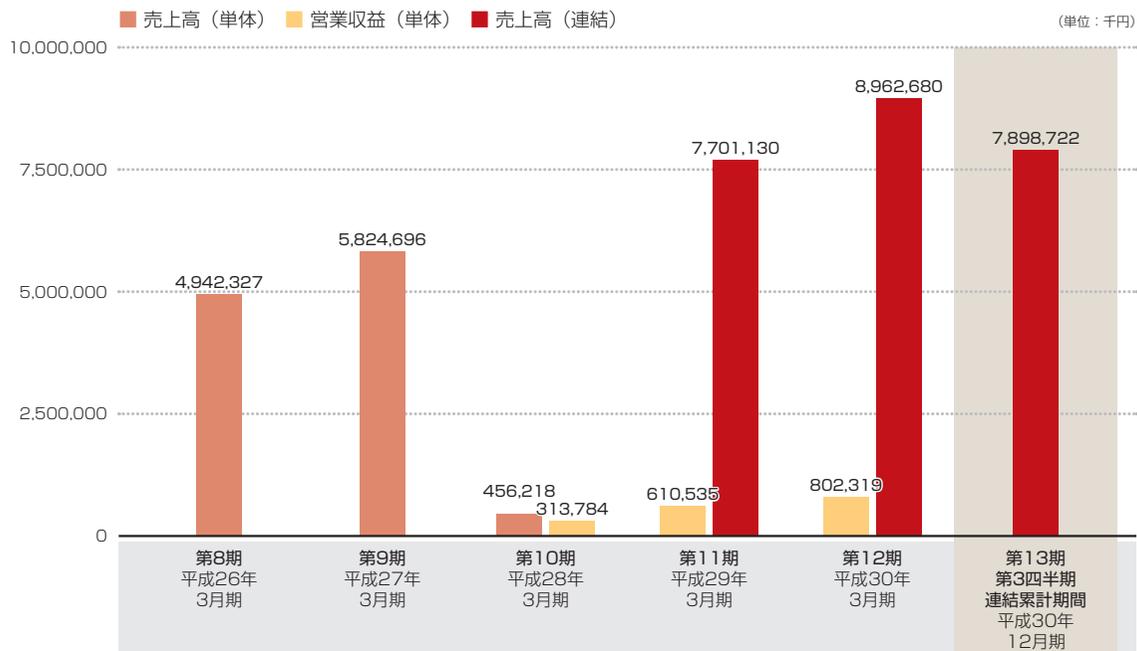
1. 事業の概況

当社は、純粋持株会社として当社グループの経営管理及びそれに付帯又は関連する業務等を行っており、当社及び連結子会社1社（株式会社コプロ・エンジニアード）により構成されております。当社グループの事業会社は建設業界を中心とした人材派遣事業を行っており、全国13支店を有し、サービス展開を行っております。

当該事業は主として以下の業種別に展開しております。

業種別区分	主な派遣業務の内容
建築	高層ビルやマンション、商業施設、工場等における新築・改修工事に伴う施工管理・設計補助業務
土木	道路工事、護岸工事、造成工事、トンネル工事、橋梁等に伴う施工管理・設計補助業務
設備	高層ビルやマンション、商業施設、工場等における新築・改修工事に伴う設備工事（空調・衛生・電気）の施工管理・設計補助業務
プラント	各種プラント工事（鉄鋼、化学、繊維等）における新築・改修工事に伴う施工管理・設計補助業務
CAD	建築、土木、設備、プラントにおけるCADオペレーター業務
その他	建築、土木、設備、プラントにおける事務業務

売上高及び営業収益



(注) 第10期の売上高が大幅に減少しているのは、平成27年5月1日付で、新設分割により設立した子会社の株式会社コプロ・エンジニアードに当社の主要事業であった人材派遣事業を移管し、当社は事業会社から持株会社に移行したことによるものであります。よって、平成27年4月1日から4月30日までの1か月間は建設技術者派遣事業による売上高であり、平成27年5月1日から平成28年3月31日までの11か月間は持株会社による営業収益であります。

2. 当社グループの事業の内容

■ 企業理念

コプロの想い

人を愛し、愛される会社

COPRO Mission (存在意義)

人と人をつなぎ

人に満足と感動を与え

人と成長し続け

日本を元気にする

COPRO Spirit

Customer satisfaction

「強烈な顧客志向」を持ち、「満足」を超えた「感動」に値するサービスを提供し続ける。

Original

他がやらないことへ挑戦し続け、唯一無二のカンパニーを目指す。

Professional

「自信」と「誇り」、「謙虚さ」を持ち続け、プロとしての結果を出し続ける。

Responsible

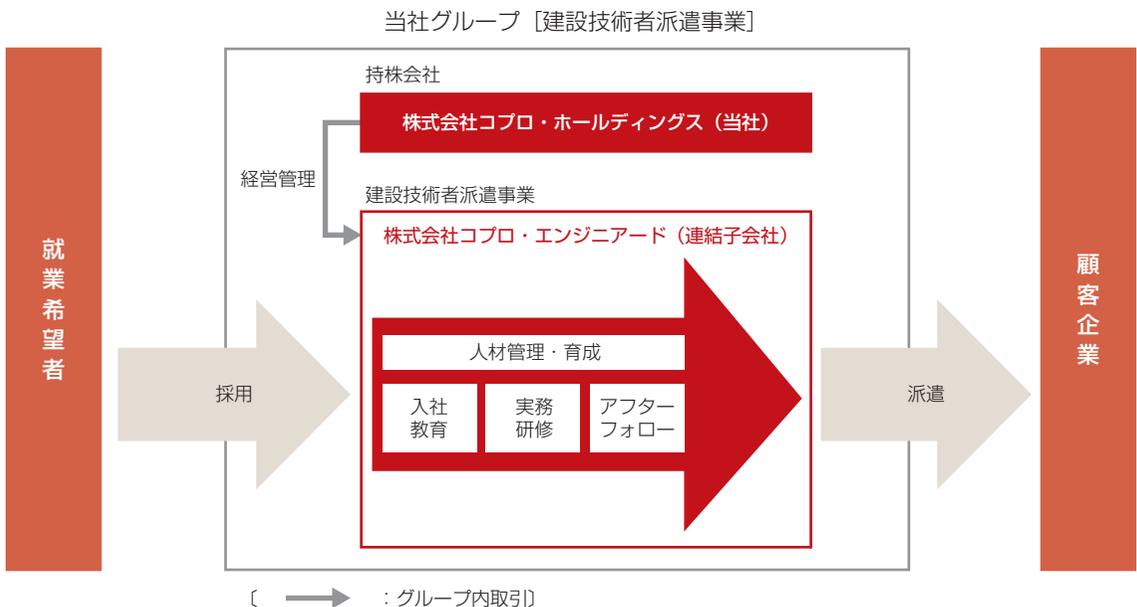
全社員が責任感を持ち、努力し続け、社会に必要とされるカンパニーを目指す。

Objective

「勇気と覚悟」を持ち、目標達成に邁進する。

当社グループの事業会社は建設業界を中心とした人材派遣事業を行っており、各顧客からの需要に応じて人材を派遣するビジネスモデルとなっております。従って、優良な派遣先からの受注ルートを確認できるかどうか、また、受注できたとしてもスキルのある人材を派遣できるかがポイントとなります。当該受注ルート、採用ルートの確立は一朝一夕に構築できるものではなく、派遣先及び派遣技術社員との間で時間をかけて築き上げた信頼関係によるところが大きいため、当社グループの企業理念を徹底し、派遣先及び派遣技術社員との間での信頼関係構築に努めております。

■ 事業系統図



■ 人材創出の取り組み

1. 人材の確保

採用については、Web媒体に加え、建設・プラント業界に特化した、自社運営求人サイト「現キャリア」を運営し、全国の求人情報の掲載から就業、就業後の相談まで全サポートを行っております。また、知人の紹介や人材紹介会社等の採用チャンネルも活用し、専門知識のある人材にとどまらず、若手未経験者向けの求人・採用も強化しております。

2. 入社教育の徹底

全ての派遣技術社員が入社後に研修を受け、当社グループにおける派遣技術社員としての自覚や心構えなどの確認を徹底しております。勤怠管理、就業規則、情報セキュリティ、管理体制（派遣技術社員のサポート担当の役割）、派遣適用除外業務、ハラスメント、労働安全衛生（健康診断の実施と受診後フォロー）、労働災害発生時の対応、危険予知など、その内容は多岐にわたりますが、それら全てが当社グループ派遣技術社員として必要な心得であり、就業先で起こる様々なトラブルにも対応できるよう、入社教育研修を実施しております。

3. 派遣技術社員へのきめ細やかなフォロー体制の構築

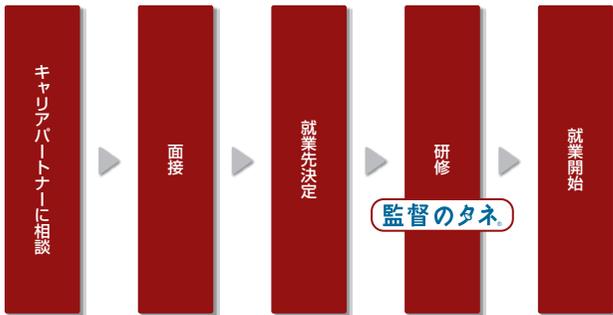
派遣技術社員に対して、配属されてからのアフターフォロー、健康管理、メンタルヘルスマネジメントを徹底し、派遣技術社員に対する質の高いサポート活動を行い、当社グループ企業理念の浸透を図るとともに、現場の規模に関係なく、顧客満足度の向上や様々な問題解決に真剣に取り組んでおります。

4. 教育の場の提供

社内向けの新卒研修、中途（未経験者）研修、CAD研修による派遣技術社員の質の向上を目的として研修施設「監督のタネ」（注）を設け、専属の講師を東京、名古屋、大阪の各施設に配し、実習研修を通じて、受講希望者の習熟度に合わせてキャリアサポートを行っております。

（注）研修施設「監督のタネ」3つのポイント

- ポイント1
開講する講座は業界、仕事内容、安全管理、業界用語、製図知識など基礎からスタートし丁寧にレクチャーするため、初心者やブランクのある経験者でも確実なレベルアップを目指すことができます。
- ポイント2
講師1名、生徒2～4名の少人数規模での実施により、一人ひとりの習熟度に合わせたきめ細やかなフォローアップ体制を実現し、理解への着実なステップアップが可能です。
- ポイント3
研修施設「監督のタネ」は、東京、名古屋、大阪の各主要駅近くのアクセス良好な場所に設置しております。



■ 自社運営求人サイト

エンジニアの熱になる建設求人サイト
現キャリア®

建設・プラント業界に特化した、自社運営の求人サイトです。全国のお仕事探しから就業、就業後の相談まで全サポートを行っております。エンジニアが安心して働けることはもちろん、派遣先企業様にもより良い人材をご提供できるよう、エンジニアのスキルや経験を把握し、採用と営業の連携を強化した体制を整えております。

日々新しいお仕事を掲載し、専門知識のあるエンジニアはもちろん、若手未経験者の採用も強化しております。

3. 営業拠点



現時点では以下の営業拠点として支店、また、採用拠点としてサテライトオフィスを展開し、全国展開を行っております。

支店			
北日本エリア	東日本エリア	中日本エリア	西日本エリア
札幌支店	大宮支店	金沢支店	大阪支店
仙台支店	東京第一支店	名古屋第一支店	神戸支店
	東京第二支店	名古屋第二支店	広島支店
	横浜支店		福岡支店

サテライトオフィス			
北日本エリア	東日本エリア	中日本エリア	西日本エリア
郡山サテライトオフィス	新潟サテライトオフィス	静岡サテライトオフィス	京都サテライトオフィス
	千葉サテライトオフィス	浜松サテライトオフィス	岡山サテライトオフィス
		刈谷サテライトオフィス	高松サテライトオフィス
		四日市サテライトオフィス	北九州サテライトオフィス
			那覇サテライトオフィス

4. 今後の取り組み

■ 主力事業である建設技術者派遣事業の拡充

当社グループは、スーパーゼネコンを中心とした企業への営業を徹底して強化しており、経験者のみにとどまらず、初期教育を施した新卒及び中途（未経験者）社員を継続的に派遣することにより、中長期の安定的な収益基盤を築くことを計画しております。

この戦略を進めるにあたり、最も重要なのが、付加価値の高いエンジニアとなり得る人材の採用となります。採用の面で当社グループと競合となるのは、同業他社のみではなく、建設業界の全ての企業であるため、それらと比較し、応募者に選んでいただけのような「企業ブランディング」と、志向性や年齢とともに変化する家庭環境にあわせ、応募者自身の未来をフレキシブルに設計できるよう、「人事制度構築」や「働き先の創出」に取り組んでまいります。

■ プラント向けエンジニア派遣の拡大、人材開発機能の外販

プラント向けエンジニア派遣に関しては、建設向け派遣でのスキルを活かしプラント向けに展開が可能であり、今後さらに事業を拡大してまいります。なお、プラント企業で必要とされるスキル・経験値は多岐にわたるため、大手企業に対しアライアンスを組む形での営業を強化し、熟練者と若手社員を組み合わせで派遣する営業手法等も活用します。これにより、プラント企業との継続的・安定的な取引拡大と、それを担う人材の育成を図ります。今後、東京・名古屋・大阪にプラント向け専門の支店を設置し、積極的に推進してまいります。

人材開発機能としては、新卒及び中途（未経験者）採用の規模拡大に伴い、東京・名古屋・大阪に設置している研修施設「監督のタネ」の講師数と講義回数を増やしこれに対応します。

派遣先企業との関係が深まるのに伴い、企業ニーズに即した人材を派遣するため、紹介予定派遣（注）に注力します。当社グループで採用した人材を社内の人材開発部門で教育し、紹介予定派遣として継続的に人材を送り出すことにより、派遣先企業の採用・人材開発機能の一部を担うことを目指してまいります。

（注）紹介予定派遣とは、就職を希望する人材と、採用を予定している企業とを引き合わせ、社員雇用を前提として行う人材派遣であります。

■ 人材派遣事業における新たな展開

1) 人材育成事業

プラント企業への人材供給と同じコンセプトで、建設分野以外へも提携先企業の幅を広げ、採用・教育・派遣・人材紹介を収益の柱とする人材ビジネス事業に取り組んでまいります。

2) 高齢者等雇用活性化事業

IT等を活用し、女性や高齢者が活躍できる場の創出を目指します。結婚や出産で退職した女性人材や、定年を迎えるスキルを持ったシニア人材の受け皿として、働き続けたいと考える社員の未来を担保することを目指してまいります。

3) 海外人材育成派遣事業

主力である建設技術者派遣事業の分野で海外拠点を設けるとともに、拠点が定着した後、海外の豊富な人材を日本国内でも活用するよう取り組んでまいります。

以上の事業展開を組み合わせ、当社グループ全体で蓄積した採用・教育・派遣・人材紹介のビジネスモデルを進化させることにより、ワンストップで顧客の様々なニーズに応えることができる人材ビジネス事業を目指してまいります。

■ 買収・合併、業務提携、新規事業の開拓

当社グループは今後、人材ビジネス事業及びその周辺事業等の事業拡大や新規事業分野の開拓のため、買収・合併、新会社設立、業務提携等も重要な手段の一つとして位置づけ、積極的に活用していく方針であります。

5. 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

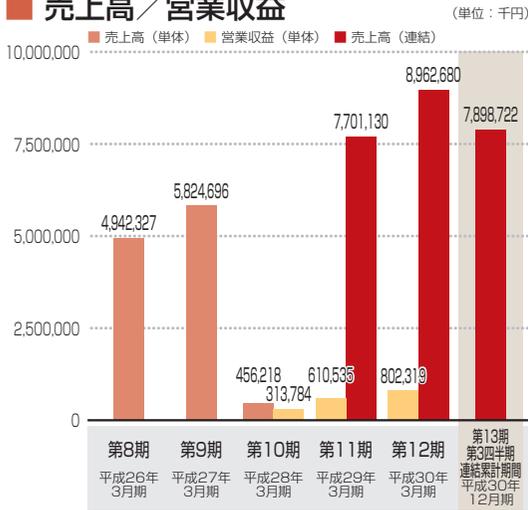
(単位:千円)

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期 第3四半期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成30年12月期
(1)連結経営指標等						
売上高				7,701,130	8,962,680	7,898,722
経常利益				901,272	884,753	1,004,705
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益				541,338	608,197	661,377
包括利益又は四半期包括利益				541,338	608,197	661,377
純資産額				2,190,136	2,704,034	3,242,411
総資産額				5,163,633	5,400,725	5,871,992
1株当たり純資産額 (円)				534.18	659.52	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)				132.03	148.34	161.31
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)				-	-	-
自己資本比率 (%)				42.4	50.1	55.2
自己資本利益率 (%)				27.3	24.9	-
株価収益率 (倍)				-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー				67,853	752,990	-
投資活動によるキャッシュ・フロー				△232,236	45,504	-
財務活動によるキャッシュ・フロー				896,809	△730,630	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				2,827,299	2,895,164	-
従業員数 (人)				1,279	1,445	-
(2)提出会社の経営指標等						
営業収益	-	-	313,784	610,535	802,319	-
売上高	4,942,327	5,824,696	456,218	-	-	-
経常利益	764,177	734,589	197,558	231,920	37,624	-
当期純利益	463,809	503,203	115,714	60,630	54,960	-
資本金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	-
発行済株式総数 (株)	500	500	500	5,000,000	5,000,000	-
純資産額	993,482	1,496,685	1,486,530	1,421,290	1,381,951	-
総資産額	2,588,337	3,171,257	2,152,703	3,101,205	2,652,030	-
1株当たり純資産額 (円)	2,423,127.47	3,650,452.87	3,625,683.92	346.66	337.06	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	307,000.00	23.00	30.00	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
1株当たり当期純利益金額 (円)	1,131,243.48	1,227,325.39	282,231.05	14.79	13.41	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	38.4	47.2	69.1	45.8	52.1	-
自己資本利益率 (%)	60.9	40.4	7.8	4.2	3.9	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	108.8	155.5	223.8	-
従業員数 (人)	3	7	9	15	42	-

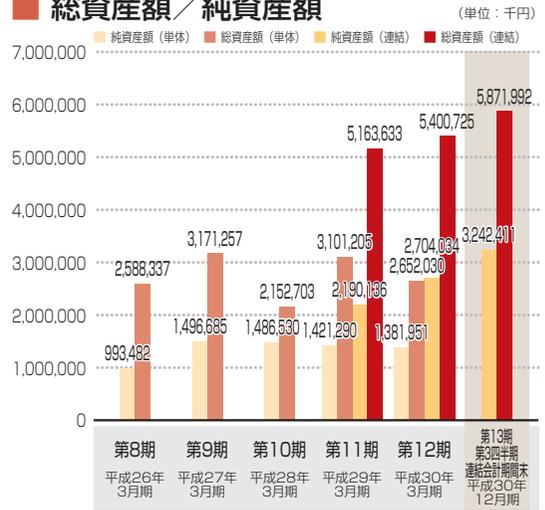
- (注) 1. 営業収益及び売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第8期、第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第11期、第12期及び第13期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 第11期及び第12期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あすだ監査法人の監査を受けております。第11期及び第12期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あすだ監査法人の監査を受けております。第13期第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あすだ監査法人の四半期レビューを受けております。なお、第8期、第9期及び第10期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あすだ監査法人の監査を受けておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 従業員数は、就業人員であり、嘱託契約の従業員を含んでおります。
6. 第10期の売上高が大幅に減少しているのは、平成27年5月1日付で、新設分割により設立した子会社の株式会社プロ・エンジニアードに当社の主要事業であった人材派遣事業を移管し、当社は事業会社から持株会社に移行したことに由来するものであります。よって、平成27年4月1日から4月30日までの1か月間は建設技術者派遣事業による売上高であり、平成27年5月1日から平成28年3月31日までの11か月間は持株会社による営業収益であります。
7. 当社は、平成29年2月15日開催の取締役会決議により、平成29年2月23日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式総数により算定しております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)及び株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知「[上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)]の作成上の留意点について」(平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い)に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第8期、第9期及び第10期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あすだ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
提出会社の経営指標等					
1株当たり純資産額 (円)	242.31	365.05	362.57	346.66	337.06
1株当たり当期純利益金額 (円)	113.12	122.73	28.22	14.79	13.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	30.70	23.00	30.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

売上高／営業収益



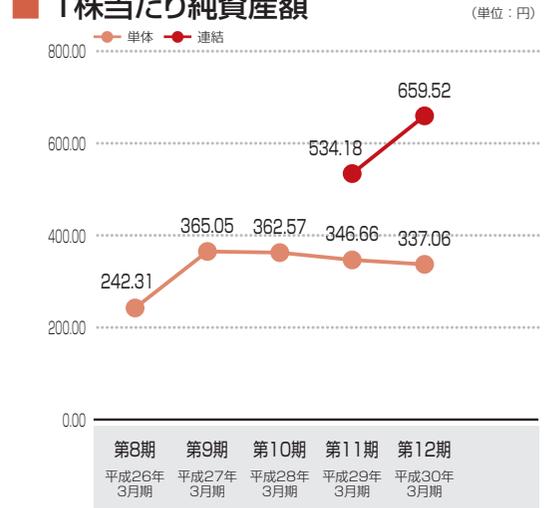
総資産額／純資産額



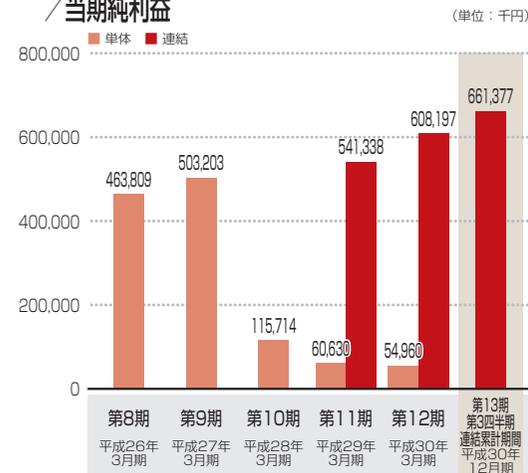
経常利益



1株当たり純資産額



親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益 ／当期純利益



1株当たり当期(四半期)純利益金額



- (注) 1. 第10期の売上高が大幅に減少しているのは、平成27年5月1日付で、新設分割により設立した子会社の株式会社コプロ・エンジニアードに当社の主要事業であった人材派遣事業を移管し、当社は事業会社から持株会社に移行したことによるものであります。よって、平成27年4月1日から4月30日までの1か月間は建設技術者派遣事業による売上高であり、平成27年5月1日から平成28年3月31日までの11か月間は持株会社による営業収益であります。
2. 当社は、平成29年2月15日開催の取締役会決議により、平成29年2月23日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式総数により算定しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	16
5. 従業員の状況	16
第2 事業の状況	17
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	17
2. 事業等のリスク	20
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	23
4. 経営上の重要な契約等	27
5. 研究開発活動	27
第3 設備の状況	28
1. 設備投資等の概要	28
2. 主要な設備の状況	28
3. 設備の新設、除却等の計画	29
第4 提出会社の状況	30
1. 株式等の状況	30
2. 自己株式の取得等の状況	34
3. 配当政策	34
4. 株価の推移	34
5. 役員の状況	35
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	38

第5	経理の状況	45
1.	連結財務諸表等	46
(1)	連結財務諸表	46
(2)	その他	80
2.	財務諸表等	81
(1)	財務諸表	81
(2)	主な資産及び負債の内容	90
(3)	その他	90
第6	提出会社の株式事務の概要	91
第7	提出会社の参考情報	92
1.	提出会社の親会社等の情報	92
2.	その他の参考情報	92
第四部	株式公開情報	93
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	93
第2	第三者割当等の概況	94
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	94
2.	取得者の概況	96
3.	取得者の株式等の移動状況	98
第3	株主の状況	99
	[監査報告書]	101

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成31年2月13日
【会社名】	株式会社コプロ・ホールディングス
【英訳名】	COPRO-HOLDINGS. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清川 甲介
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
【電話番号】	052-589-3066
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 保浦 知生
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
【電話番号】	052-589-3066
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 保浦 知生
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 710,600,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 2,090,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 438,900,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	400,000（注）3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

（注）1 平成31年2月13日開催の取締役会決議によっております。

- 2 当社は、平成31年2月13日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

- 3 発行数については、平成31年2月13日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集（以下、「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1項に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成31年2月28日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 4 本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成31年2月13日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成31年3月11日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成31年2月28日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」といい、東証と併せて「取引所」と総称する。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	400,000	710,600,000	—
計（総発行株式）	400,000	710,600,000	—

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、東証の定める「有価証券上場規程施行規則」及び名証の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「取引所の有価証券上場規程施行規則等」と総称する。）により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,090円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は836,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	— (注) 3	100	自 平成31年3月12日(火) 至 平成31年3月15日(金)	未定 (注) 4	平成31年3月18日(月)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成31年2月28日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年3月11日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 平成31年2月28日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成31年3月11日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、平成31年3月19日(火) (以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 申込み在先立ち、平成31年3月4日から平成31年3月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、東証の「有価証券上場規程」及び名証の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦二丁目18番24号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	<ol style="list-style-type: none"> 1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成31年3月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	400,000	—

- (注) 1 引受株式数は、平成31年2月28日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
 2 上記引受人と発行価格決定日(平成31年3月11日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
836,000,000	7,500,000	828,500,000

- (注) 1 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
 2 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,090円)を基礎として算出した見込額であります。平成31年2月28日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
 3 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
 4 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額828,500千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当による自己株式処分
の手取概算額上限438,900千円については、以下のとおり充当する予定であります。

①システム投資

a. 基幹システム

今後の事業規模拡大に備え、情報管理の一層の強化及び業務効率向上のための基幹システムの構築にかか
る投資資金として195,000千円(平成32年3月期:41,500千円、平成33年3月期:95,500千円、平成34年3月
期:58,000千円)

b. 電子端末

本社・各支店と、派遣先で就業する派遣技術社員との情報伝達の効率化及びコミュニケーションの向上を
目的とする電子端末の導入資金として117,750千円(平成32年3月期:39,750千円、平成33年3月期:39,000
千円、平成34年3月期:39,000千円)

c. 自社運営求人サイト「現キャリア」の機能向上

基幹システムとの連携、営業情報と求職者情報のマッチング向上等を目的とするシステム開発投資として
60,000千円(平成32年3月期:20,000千円、平成33年3月期:40,000千円)

②設備投資

a. 国内支店展開

株式会社コプロ・エンジニアードにおける、事業規模拡大のための国内7支店の新設・移設にかかる内
装、備品、保証金等として43,610千円(平成32年3月期:13,100千円、平成33年3月期:30,510千円)

b. 海外展開

今後成長が見込まれる東南アジアにおいて、情報収集、人脈形成のための海外拠点新設にかかる内装、備
品、保証金等として10,000千円(平成33年3月期:10,000千円)

③運転資金

a. 採用費・教育費

株式会社コプロ・エンジニアードにおける、国内事業の規模拡大に向けた派遣技術社員の採用強化、及び
派遣技術社員の付加価値向上のための教育にかかる運転資金として230,845千円(平成32年3月期:71,475千
円、平成33年3月期:60,370千円、平成34年3月期:99,000千円)

b. 海外展開

上記②b.の海外展開にかかる運営費用として80,000千円(平成33年3月期:40,000千円、平成34年3月
期:40,000千円)

④社債償還

財務体質強化を目的とした社債の一部償還として201,000千円(平成32年3月期:84,000千円、平成33年3月
期:69,000千円、平成34年3月期:48,000千円)

残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出、投資に充当する方針でありま
すが、当該内容等について現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し支払時期が決定
するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項
をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成31年3月11日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	1,000,000	2,090,000,000	愛知県名古屋市千種区 清川 甲介 1,000,000株
計(総売出株式)	—	1,000,000	2,090,000,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則等により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,090円）で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証 拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成31年 3月12日(火) 至 平成31年 3月15日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社S B I証券 大阪府大阪市中央区本町二 丁目6番11号 エース証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と
同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込
証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日（平成31年3月11日）に決定いたします。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額
は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成31年3月11日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同
契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（平成31年3月19日（火））の予定であります。当社普通株式の取引
所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場
（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いま
せん。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)
ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

8 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取
引業者に委託販売する方針であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング 方式	210,000	438,900,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	210,000	438,900,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成31年3月19日から平成31年3月26日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則等により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,090円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 （注）1	自 平成31年 3月12日（火） 至 平成31年 3月15日（金）	100	未定 （注）1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成31年3月11日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成31年3月19日（火））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、平成31年3月19日に東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスへ上場される予定であります。

2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成31年2月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による自己株式の処分（以下、「本件自己株式の処分」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 210,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成31年3月29日
払込取扱場所	愛知県名古屋市中区錦二丁目18番24号 株式会社三井住友銀行 名古屋支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件自己株式の処分による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成31年3月26日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である清川甲介並びに当社の株主である株式会社リタメコは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（平成31年9月14日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びグリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

当社の第1回新株予約権を保有する当社取締役4名は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行（自己株式の処分含む）、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエアオプション、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成31年2月13日開催の取締役会において決議された主幹事を割当先とする自己株式の処分等を除く。）を行わない旨を合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間であっても、その裁量で当該合意の内容を全部もしくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期
決算年月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (千円)	7,701,130	8,962,680
経常利益 (千円)	901,272	884,753
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	541,338	608,197
包括利益 (千円)	541,338	608,197
純資産額 (千円)	2,190,136	2,704,034
総資産額 (千円)	5,163,633	5,400,725
1株当たり純資産額 (円)	534.18	659.52
1株当たり当期純利益金額 (円)	132.03	148.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	42.4	50.1
自己資本利益率 (%)	27.3	24.9
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	67,853	752,990
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△232,236	45,504
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	896,809	△730,630
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,827,299	2,895,164
従業員数 (人)	1,279	1,445

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 第11期及び第12期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

5. 従業員数は、就業人員であり、嘱託契約の従業員を含んでおります。

6. 当社は、平成29年2月15日開催の取締役会決議により、平成29年2月23日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額については、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式総数により算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益 (千円)	—	—	313,784	610,535	802,319
売上高 (千円)	4,942,327	5,824,696	456,218	—	—
経常利益 (千円)	764,177	734,589	197,558	231,920	37,624
当期純利益 (千円)	463,809	503,203	115,714	60,630	54,960
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	500	500	500	5,000,000	5,000,000
純資産額 (千円)	993,482	1,496,685	1,486,530	1,421,290	1,381,951
総資産額 (千円)	2,588,337	3,171,257	2,152,703	3,101,205	2,652,030
1株当たり純資産額 (円)	2,423,127.47	3,650,452.87	3,625,683.92	346.66	337.06
1株当たり配当額 (円)	—	—	307,000.00	23.00	30.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	1,131,243.48	1,227,325.39	282,231.05	14.79	13.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	38.4	47.2	69.1	45.8	52.1
自己資本利益率 (%)	60.9	40.4	7.8	4.2	3.9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	108.8	155.5	223.8
従業員数 (人)	3	7	9	15	42

(注) 1. 営業収益及び売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第8期、第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 第11期及び第12期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、第8期、第9期及び第10期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は、就業人員であり、嘱託契約の従業員を含んでおります。

6. 第10期の売上高が大幅に減少しているのは、平成27年5月1日付で、新設分割により設立した子会社の株式会社コプロ・エンジニアードに当社の主要事業であった人材派遣事業を移管し、当社は事業会社から持株会社に移行したことによるものであります。よって、平成27年4月1日から4月30日までの1か月間は建設技術者派遣事業による売上高であり、平成27年5月1日から平成28年3月31日までの11か月間は持株会社による営業収益であります。

7. 当社は、平成29年2月15日開催の取締役会決議により、平成29年2月23日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額については、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式総数により算定しております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）及び株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い）に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第8期、第9期及び第10期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
1株当たり純資産額 (円)	242.31	365.05	362.57	346.66	337.06
1株当たり当期純利益金額 (円)	113.12	122.73	28.22	14.79	13.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	30.70 (—)	23.00 (—)	30.00 (—)

2 【沿革】

年月	事項
平成18年10月	株式会社トラスティクルーを名古屋市中区に設立（人材派遣事業）
〃	名古屋支店開設
平成19年2月	横浜支店開設
平成20年3月	株式会社コプロ・エンジニアードへ社名変更
〃	名古屋支店移転
平成20年8月	東京支店開設
平成21年10月	札幌支店開設
平成23年7月	大阪支店開設
平成23年9月	首都圏支店開設
平成24年10月	福岡支店開設
平成25年4月	仙台支店開設
平成25年10月	飲食店事業に参入することを目的として、株式会社コプロ・ダイニングサービスを設立
〃	株式会社コプロ・ダイニングサービス 1店舗目出店（名古屋市中区）
平成25年11月	給与計算・社会保険業務を委託することを目的として、G I P株式会社の株式を全株取得し、株式会社コプロ・ソリューションズへ社名変更
平成26年6月	広島支店開設
平成26年11月	社員教育研修を目的としてアカデミア事業部開設
平成27年5月	持株会社への移行を目的として株式会社コプロ・ホールディングス（現 当社）へ社名を変更し、同時に完全子会社として株式会社コプロ・エンジニアード（現 連結子会社）を会社分割により設立し当社グループの主要事業である人材派遣事業を移管
平成27年7月	株式会社コプロ・エンジニアード関東支店開設
平成27年9月	労働者派遣法改正
平成28年4月	株式会社コプロ・エンジニアード関東支店をMC事業部へ改称
平成28年5月	本社を名古屋市中村区に移転
〃	株式会社コプロ・ダイニングサービス 2店舗目出店（名古屋市中区）
平成28年11月	株式会社コプロ・エンジニアードMC事業部をMC支店へ改称
平成29年1月	当社グループの事業再編に伴い、株式会社コプロ・ソリューションズを解散
平成29年3月	当社グループの事業再編に伴い、株式会社コプロ・ダイニングサービスを解散
平成29年4月	株式会社コプロ・エンジニアード大宮支店開設
〃	株式会社コプロ・エンジニアード東京支店を東京第一支店へ改称、首都圏支店を東京第二支店へ改称
〃	株式会社コプロ・エンジニアード東京本社開設
〃	株式会社コプロ・エンジニアードMC支店廃止
平成29年10月	株式会社コプロ・エンジニアード神戸支店開設
平成30年4月	株式会社コプロ・エンジニアード金沢支店開設
平成30年10月	株式会社コプロ・エンジニアード名古屋支店を名古屋第一支店へ改称
〃	株式会社コプロ・エンジニアード名古屋第二支店開設

3 【事業の内容】

当社は、純粋持株会社として当社グループの経営管理及びそれに付帯又は関連する業務等を行っており、当社及び連結子会社1社（株式会社コプロ・エンジニアード）により構成されております。なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの事業会社は建設業界を中心とした人材派遣事業を行っており、全国13支店を有し、サービス展開を行っております。

当社は建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当該事業は主として以下の業種別に展開しております。

業種別区分	主な派遣業務の内容
建築	高層ビルやマンション、商業施設、工場等における新築・改修工事に伴う施工管理・設計補助業務
土木	道路工事、護岸工事、造成工事、トンネル工事、橋梁等に伴う施工管理・設計補助業務
設備	高層ビルやマンション、商業施設、工場等における新築・改修工事に伴う設備工事（空調・衛生・電気）の施工管理・設計補助業務
プラント	各種プラント工事（鉄鋼、化学、繊維等）における新築・改修工事に伴う施工管理・設計補助業務
CAD	建築、土木、設備、プラントにおけるCADオペレーター業務
その他	建築、土木、設備、プラントにおける事務業務

現時点では以下の営業拠点として支店、また、採用拠点としてサテライトオフィスを展開し、全国展開を行っております。

支店			
北日本エリア	東日本エリア	中日本エリア	西日本エリア
札幌支店 仙台支店	大宮支店 東京第一支店 東京第二支店 横浜支店	金沢支店 名古屋第一支店 名古屋第二支店	大阪支店 神戸支店 広島支店 福岡支店

サテライトオフィス			
北日本エリア	東日本エリア	中日本エリア	西日本エリア
郡山サテライトオフィス	新潟サテライトオフィス 千葉サテライトオフィス	静岡サテライトオフィス 浜松サテライトオフィス 刈谷サテライトオフィス 四日市サテライトオフィス	京都サテライトオフィス 岡山サテライトオフィス 高松サテライトオフィス 北九州サテライトオフィス 那覇サテライトオフィス

また、人材創出の取り組みとして、次の4点を中心に実践しております。

1. 人材の確保

採用については、Web媒体に加え、建設・プラント業界に特化した、自社運営求人サイト「現キャリア」を運営し、全国の求人情報の掲載から就業、就業後の相談まで全サポートを行っております。また、知人の紹介や人材紹介会社等の採用チャネルも活用し、専門知識のある人材にとどまらず、若手未経験者向けの求人・採用も強化しております。

2. 入社教育の徹底

全ての派遣技術社員が入社後に研修を受け、当社グループにおける派遣技術社員としての自覚や心構えなどの確認を徹底しております。勤怠管理、就業規則、情報セキュリティ、管理体制（派遣技術社員のサポート担当の役割）、派遣適用除外業務、ハラスメント、労働安全衛生（健康診断の実施と受診後フォロー）、労働災害発生時の対応、危険予知など、その内容は多岐にわたりますが、それら全てが当社グループ派遣技術社員として必要な心得であり、就業先で起こる様々なトラブルにも対応できるよう、入社教育研修を実施しております。

3. 派遣技術社員へのきめ細やかなフォロー体制の構築

派遣技術社員に対して、配属されてからのアフターフォロー、健康管理、メンタルヘルスマネジメントを徹底し、派遣技術社員に対する質の高いサポート活動を行い、当社グループ企業理念の浸透を図るとともに、現場の規模に関係なく、顧客満足度の向上や様々な問題解決に真摯に取り組んでおります。

4. 教育の場の提供

社内向けの新卒研修、中途（未経験者）研修、CAD研修による派遣技術社員の質の向上を目的として研修施設「監督のタネ」（注）を設け、専属の講師を東京、名古屋、大阪の各施設に配し、実習研修を通じて、受講希望者の習熟度に合わせてキャリアサポートを行っております。

（注）研修施設「監督のタネ」3つのポイント

・ポイント1

開講する講座は業界、仕事内容、安全管理、業界用語、製図知識など基礎からスタートし丁寧にレクチャーするため、初心者やブランクのある経験者でも確実なレベルアップを目指すことができます。

・ポイント2

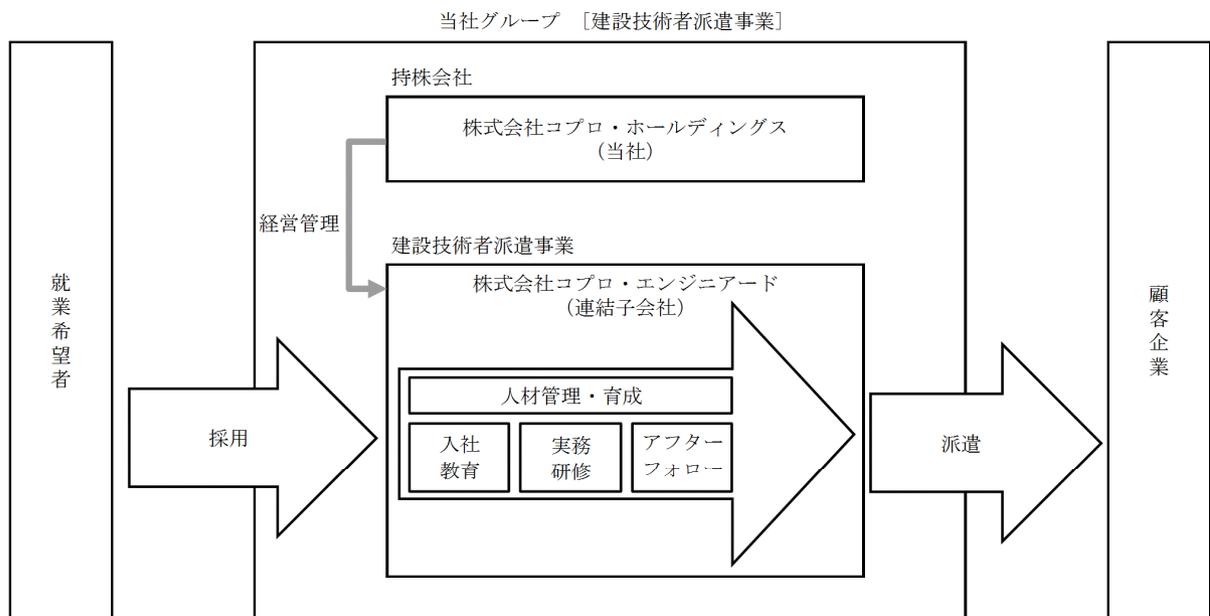
講師1名、生徒2～4名の少人数規模での実施により、一人ひとりの習熟度に合わせたきめ細やかなフォローアップ体制を実現し、理解への着実なステップアップが可能です。

・ポイント3

研修施設「監督のタネ」は、東京、名古屋、大阪の各主要駅近くのアクセス良好な場所に設置しております。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



[————— : グループ内取引]

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社コプロ・エンジニアード (注) 2、3	名古屋市 中村区	30,000	建設技術者派遣 事業	100.0	役員の兼任7名 経営指導

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 2. 特定子会社に該当しております。
 3. 株式会社コプロ・エンジニアードについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、単一セグメントである建設技術者派遣事業の売上高に占める割合が90%を超えているため、損益情報の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは、建設技術者派遣事業の単一セグメントであります。

平成30年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
建設技術者派遣事業	1,738

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、嘱託契約の従業員を含んでおります。
 2. 従業員数が最近1年間において、318名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
37	33.3	1.7	4,059

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、嘱託契約の従業員を含んでおります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループの企業理念としては、「コプロの想い」として『人を愛し、愛される会社』を掲げ、COPRO Mission（存在意義）として

- 人と人をつなぎ
- 人に満足と感動を与え
- 人と成長し続け
- 日本を元気にする

を念頭に、以下の『COPRO Spirit』を定義し、役職員への浸透を図っております。

- Customer satisfaction
「強烈な顧客志向」を持ち、「満足」を超えた「感動」に値するサービスを提供し続ける。
- Original
他がやらないことへ挑戦し続け、唯一無二のカンパニーを目指す。
- Professional
「自信」と「誇り」、「謙虚さ」を持ち続け、プロとしての結果を出し続ける。
- Responsible
全社員が責任感を持ち、努力し続け、社会に必要とされるカンパニーを目指す。
- Objective
「勇気と覚悟」を持ち、目標達成に邁進する。

当社グループの事業会社は建設業界を中心とした人材派遣事業を行っており、各顧客からの需要に応じて人材を派遣するビジネスモデルとなっております。従って、優良な派遣先からの受注ルートを確立できるかどうか、また、受注できたとしてもスキルのある人材を派遣できるかがポイントとなります。当該受注ルート、採用ルートの確立は一朝一夕に構築できるものではなく、派遣先及び派遣技術社員との間で時間をかけて築き上げた信頼関係によるところが大きいと、当社グループの企業理念を徹底し、派遣先及び派遣技術社員との間の信頼関係構築に努めております。

建設技術者派遣事業の具体的な展開方針といたしましては、大型案件受注等に向けたスーパーゼネコンをはじめとする大手建設事業者への営業拡大及びスキルのある派遣技術社員の配属による当社グループからの派遣シェアの拡大を図っております。

また、具体的な派遣先の業種として、建築・土木・設備・プラントにおける現場監督やCADオペレーターとなっております。

当社グループのスローガンとして「エンジニアの熱になる。」を掲げており、派遣技術社員一人ひとりを大事にし、向き合うことを徹底しております。具体的には各支店に営業サポート担当者を配置し、派遣技術社員が派遣先へ配属された後も営業サポート担当者による定期的なアフターフォロー、健康管理、メンタルヘルスマネジメント、スキルアップ支援、定期的な安全大会（来賓として取引先も参加する集合研修）の開催及び懇親会の実施などを行っております。

顧客満足度向上への取り組みについては、派遣技術社員が現場でいかに貢献できるかを重視し、配属後も営業サポート担当者が積極的に現場へ顧客訪問し、派遣技術社員の評価や要望のヒアリングを行うとともに、派遣技術社員とのヒアリング内容の共有をおこない、派遣先（顧客）、派遣技術社員、営業サポート担当者がチームの一員として取り組むことで、より良い職場環境づくりと、顧客満足度の向上を図っております。

(2) 目標とする客観的な指標等

当社グループは、売上高の中長期的な成長を重視しております。また、安定的な利益確保を目指し、売上高経常利益率を客観的な管理指標とし、10%を目標値としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

①主力事業である建設技術者派遣事業の拡充

当社グループの主たる人材派遣先である建設業界については、2020年の東京オリンピック・パラリンピック後、業界再編が加速すると考えられます。その中で、当社グループとしては、スーパーゼネコンを中心とした企業への営業を徹底して強化しており、経験者のみにとどまらず、初期教育を施した新卒及び中途（未経験者）社員を継続的に派遣することにより、中長期の安定的な収益基盤を築くことを計画しております。

この戦略を進めるにあたり、最も重要なのが、付加価値の高いエンジニアとなり得る人材の採用となります。採用の面で当社グループと競合となるのは、同業他社のみではなく、建設業界の全ての企業であるため、それら

と比較し、応募者に選んでいただけるような「企業ブランディング」と、志向性や年齢とともに変化する家庭環境にあわせ、応募者自身の未来をフレキシブルに設計できるよう、「人事制度構築」や「働き先の創出」に取り組んでまいります。

②プラント向けエンジニア派遣の拡大、人材開発機能の外販

プラント向けエンジニア派遣に関しては、建設向け派遣でのスキルを活かしプラント向けに展開が可能であり、今後さらに事業を拡大してまいります。なお、プラント企業で必要とされるスキル・経験値は多岐にわたるため、大手企業に対しアライアンスを組む形での営業を強化し、クライアント1社に対し熟練者と若手社員を組み合わせて派遣する営業手法等も活用します。これにより、プラント企業との継続的・安定的な取引拡大と、それを担う人材の育成を図ります。今後、東京・名古屋・大阪にプラント向け専門の支店を設置し、積極的に推進してまいります。

また、人材開発機能としては、新卒及び中途（未経験者）採用の規模拡大に伴い、東京・名古屋・大阪に設置している研修施設「監督のタネ」の講師数と講義回数を増やしこれに対応します。

派遣先企業との関係が深まるのに伴い、企業ニーズに即した（特定のスキルに特化した）人材を派遣するため、紹介予定派遣（注）に注力します。当社グループで採用した人材を社内の人材開発部門で教育し、紹介予定派遣として継続的に人材を送り出すことにより、派遣先企業の採用・人材開発機能の一部を当社グループが担うことを目指してまいります。

（注）紹介予定派遣とは、就職を希望する人材と、採用を予定している企業とを引き合わせ、社員雇用を前提として行う人材派遣であります。

③人材派遣事業における新たな展開

大きく分けて、1）人材育成事業、2）高齢者等雇用活性化事業、3）海外人材育成派遣事業の3つの分野において、高付加価値人材派遣事業の取り組みを今後計画してまいります。

1）に関しては、前述のプラント企業への人材供給と同じコンセプトで、建設分野以外へも提携先企業の幅を広げ、採用・教育・派遣・人材紹介を収益の柱とする人材ビジネス事業に取り組んでまいります。2）に関しては、IT等を活用し、女性や高齢者が活躍できる場の創出を目指します。結婚や出産で退職した女性人材や、定年を迎えるスキルを持ったシニア人材の受け皿として、働き続けたいと考える社員の未来を担保することを目指してまいります。3）については、主力である建設技術者派遣事業の分野で海外拠点を設けるとともに、拠点が定着した後、海外の豊富な人材を日本国内でも活用するよう取り組んでまいります。

以上の事業展開を組み合わせ、当社グループ全体で蓄積した採用・教育・派遣・人材紹介のビジネスモデルを進化させることにより、ワンストップで顧客の様々なニーズに応えることができる人材ビジネス事業を目指してまいります。

④買収・合併、業務提携、新規事業の開拓

当社グループは今後、人材ビジネス事業及びその周辺事業等の事業拡大や新規事業分野の開拓のため、買収・合併、新会社設立、業務提携等も重要な手段の一つとして位置づけ、積極的に活用していく方針であります。

(4) 経営環境

当社グループの事業会社は建設業界を中心とした人材派遣事業を行っておりますが、建設業界としては企業収益の改善により設備投資が増加しており、良好な受注環境にあります。特に、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック、2025年開催の大阪・関西万博、2027年のリニア中央新幹線（品川・名古屋間）開業等、当該建設プロジェクトに付随した開発工事等により、今後も堅調な需要が見込まれます。

他方、近年の労働人口の減少に加え、建設業界の安全面に対する取り組みの強化や残業に対する考え方の変化により、今までは一人で行ってきた業務が細分化されるなど、人材不足が一層深刻となっております。また、人材需要が高いため、人材を確保するための求人力や採用力が必要不可欠となっており、スキルのある人材確保の競争が同業他社との間で激化している状況にあります。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

①人材確保及び育成

人材の確保は当社グループの成長の礎であり、いかに付加価値の高いエンジニアとなり得る人材を獲得していくか、在籍する派遣技術社員のスキルをいかに高めていくかは重要な課題の一つです。技術者採用市場は近年逼迫しており、主力のWeb媒体に加えて、知人紹介や人材紹介会社等の採用チャネルも活用し、スキルのある技術者の獲得を推進してまいります。また、自社運営求人サイト「現キャリア」の更なる活用を図ってまいります。

全国3拠点（東京・名古屋・大阪）の研修施設「監督のタネ」において展開する、より実践的な研修プログラムを開発することに加え、派遣技術社員の人事制度の充実や、満足度調査等を通じて、派遣技術社員としてのキャリアアップを促進してまいります。

また、派遣技術社員に対するより一層のフォローを行うため、平成31年4月よりコンプライアンス部門を設置し、派遣技術社員への各種施策を通じ派遣技術社員の定着率向上を図ってまいります。

なお、当社グループの期末に在籍する派遣技術社員数は下表のとおりであります。

期間	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期 第3四半期
派遣技術社員数	1,168人	1,297人	1,552人

②法改正への対応

平成27年9月30日に施行された改正労働者派遣法の主要改正点は下記となります。

- ・特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別を廃止し、全ての労働者派遣事業を許可制とする。
- ・これまで派遣期間を制限する区分として政令26業務・自由化業務の区分が設けられていたが、それを廃止し、全ての業務に共通する派遣労働者個人単位の期間制限（3年）と派遣先の事業所単位の期間制限（3年、一定の場合に延長可）を設ける。但し例外として無期雇用労働者や雇用の確保が困難な者には上限はない。
- ・派遣元事業主に計画的な教育訓練等の実施を義務付けること等により、派遣労働者のキャリアアップを推進する。

上記改正への対応は中小零細の競合派遣会社においては大きな負担となり、今後淘汰が進む可能性があります。当社グループは、今後も法改正に伴う経営環境の変化に適切に対応しつつ、事業の安定・拡大に努めてまいります。

③営業力強化

継続的な成長のためには、既存取引の維持・拡大と併せて、顧客企業の新たなニーズを引き出して常に新しい案件を開拓する必要があります。

このために当社グループは、重点企業へのアプローチを集中して行い、多くの案件を常時有することで稼働人員数の増加、100%近い稼働率の維持だけでなく、派遣技術社員のスキル向上やキャリアに応じた高単価な就業先へのシフトが臨機応変にできるよう取り組んでまいります。

④長時間労働の抑制

昨今の労働行政の動きでは、長時間労働に対する指導・監督を強化しており、企業側に従業員へのきめ細やかな労務管理と安全配慮を求めるものとなっております。派遣元である当社は、派遣先に対して、当社グループ派遣技術社員が、当社グループの36協定の範囲を超えて時間外労働を行うことがないよう、各派遣技術社員の時間外労働時間の累計に応じ、段階的に派遣先に対し改善を要請する通知を提示するなど、適時必要な措置を講じ、労働環境の改善、適正な労働時間の管理や時間外労働の抑制等に継続的に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、經理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 建設業界への依存について

当社グループにおける建設技術者派遣事業の顧客企業のほとんどは、建設会社や電気工事、設備工事などを行う建設設備会社であります。

このため、何らかの影響により、建設業界における人材派遣業に対する需要に、構造的な変化をもたらされた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 建設投資動向等について

当社グループは、建設業界を中心とした人材派遣事業を行っており、当社グループの業績は官需・民需を問わず国内の建設投資動向に影響を受けます。当社グループでは、プラント向けエンジニアの派遣拡大や特定の企業への派遣が集中しないようリスク分散を図っておりますが、景気変動や経済情勢の悪化に伴い公共事業の大幅な削減、民間工事の落ち込み等、建設投資動向が著しく変動した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業界の競争の激化、競合について

当社グループが属する人材派遣事業の領域では、同業他社においては、営業の強化や、買収・合併等により規模拡大を目指す動きも見られます。当社グループにおきましても、既存顧客のシェア拡大、新規顧客の開拓、同業の買収・合併等により積極的な事業拡大を目指してまいりますが、競争の激化により、想定どおり事業が進まない可能性や派遣料金に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 代表者への依存について

当社グループの代表取締役社長である清川甲介は、当社グループ創業者であり、当社の株式を直接、又は資産管理会社を通じて間接的に所有する、創業以来の最高経営責任者であります。同氏は、建設業界向け人材派遣に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定、遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループでは、取締役会や経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

しかしながら、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人材の確保について

付加価値の高いエンジニアとなり得る人材の獲得は、当社グループの成長の推進力であります。採用力は当社の強みであり、技術者採用数と総在籍派遣技術社員数は順調に推移しております。当社グループにおいては、従前の既卒者を中心とした採用に加えて新卒採用の増加を図っております。また、採用チャネルについても、Web媒体や自社運営求人サイト「現キャリア」等に加えて、知人紹介等へ多角化することで、必要とされる技術者の確保に努めております。

しかしながら、近年、国内における施工管理技術者の需給は逼迫しており、今後の技術者採用市場の動向によっては、人材の確保に難航するおそれや採用コストが増加する可能性もあり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 労務リスクについて

①就業環境について

当社グループでは1,600人を超える従業員を雇用しており、また毎年多数の従業員を採用しております。当社グループのスローガンとして、「エンジニアの熱になる。」を掲げ、採用時の人材品質確保、コンプライアンスを重視した労務管理を含む派遣技術社員の管理の充実、教育研修体制の強化、従業員満足度向上等の取り組みを実践しております。

しかしながら、労働安全衛生や雇用関係等に関して従業員との間で紛争が発生する可能性もあり、その場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が派遣する派遣技術社員が派遣先で業務中又は通勤途上において負傷・疾病・障害・死亡となった場合は、使用者である当社グループに災害補償義務が課せられます。これらの労災事故に関しても当社グル

ープは、派遣技術社員からの定期的なヒアリングにより、派遣先の就業環境におけるリスクの未然把握に努めておりますが、当該事象が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②長時間労働・過重労働について

当社グループは労働環境の改善、適正な労働時間の管理や時間外労働の抑制等に継続的に取り組んでおりますが、長時間労働・過重労働に起因する休職、人材の流出、重大な事故等が発生し当社グループの信用に著しい低下がみられた場合、当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、法改正により、時間外労働や休日に係る規制が強化された場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③労働基準法

昨今の労働行政の動きでは、長時間労働に対する指導・監督の強化が行われており、企業側に従業員へのきめ細やかな労務管理と安全配慮を求めるものとなっております。派遣元である当社は、派遣先に対して、当社グループの36協定の範囲を超えて時間外労働を当社グループ派遣技術社員が行うことがないよう、各派遣技術社員の時間外労働時間の累計に応じ、段階的に派遣先に対し改善を要請する通知を提示するなど、適時必要と考える措置を講じるよう務めております。しかしながら、派遣元である当社グループの労務管理と安全配慮の取り組みが派遣先にて十分に反映されない場合や、今後の規制強化及び労働基準法をはじめとする法適応の動向によっては、契約の解除による売上減少や労働問題の発生、有給休暇取得の義務化などに伴うコストの増加により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 許認可及び法規制について

当社グループは、労働者派遣事業者及び有料職業紹介事業者として、厚生労働大臣の許可等を受け事業を行っております。当社グループの許可・届出状況については下記のとおりであります。

取得・登録者名	許可名称及び 所管官庁	許可番号	取得年月	有効期限
株式会社コプロ・ エンジニアード	労働者派遣事業許可 厚生労働省	派23-301486	平成27年 5月	平成35年 4月30日
株式会社コプロ・ エンジニアード	有料職業紹介事業許可 厚生労働省	23-ユ-301317	平成27年 5月	平成35年 4月30日

上記の許可・届出について、事業停止、許可取消及び事業廃止となる事由は労働派遣法第14条及び第21条並びに職業安定法第32条に定められております。当社グループは、法令違反等の未然防止に取り組んでおり、本書提出日現在、当該許可等の取消し、又は事業の停止等となる事由は発生しておりません。しかしながら、派遣先の指示により労働者派遣法で禁止されている適用除外業務にあたる建設業務を行う等、何らかの要因で当該事業許可等の取消し、又は事業の停止等を命じられるようなことがあれば、当社グループの事業活動に支障をきたすとともに経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

今後、労働者派遣法の改正に伴い、派遣技術社員の無期雇用への転換の増加及び当社グループの顧客による派遣契約の縮小や、直接雇用契約への切り替えの増加などが、当社グループの対応を上回る速度で推移した場合、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 機密情報、個人情報等の管理について

当社グループの派遣技術社員は、業務上、顧客の機密情報を知り得る可能性があります。また、建設技術者派遣事業の遂行にあたり、派遣技術社員の氏名・住所・電話番号等の個人情報を取り扱っております。そのため、情報セキュリティに関する各種規程を整備・運用し、プライバシーマークの取得や役員への教育研修等を通じて、情報及び情報機器の適正な取扱いを徹底させております。

当社グループでは、ネットワークセキュリティ等を強化することで、当社グループ情報システムのデータ損失や漏洩への対策を進めております。

以上のような対策にも関わらず、当社グループが保有する機密情報や個人情報が外部流出した場合、当社グループへの損害賠償請求等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループ情報システムにおけるデータ損失や漏洩により、当社グループの業務運営に支障が生じる可能性があります。

(9) 買収・合併、業務提携、新規事業等について

当社グループは今後、人材ビジネス事業及びその周辺事業等の事業拡大や新規事業分野の開拓のため、買収・合併、新会社設立、業務提携等を進めていく方針であります。これらの施策については十分な事前調査及び検討を実施してまいりますが、当該事業が当初想定した収益計画と大きく乖離した場合には、のれんの減損損失等の発生により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟について

当社グループでは、従業員に対して必要に応じた教育機会を設けるなどして法令遵守を徹底し、取引先等との関係においても訴訟リスクを低減するよう努めておりますが、不測の事態により当社グループに関連する訴訟、紛争が発生した場合において、訴訟や損害賠償等による費用等の発生や社会的な信用低下により顧客からの受注の減少や就業希望者の減少が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自然災害・事故等について

当社グループは、全国に営業拠点を有しており、地震、津波、台風などの自然災害が発生した場合に対して迅速かつ的確な対応をしてまいりますが、想定外の大規模災害が起きた場合、一定の事業運営が困難になる可能性があります。また人材ビジネスの事業性質上、多数の技術者及び顧客基盤を有していることから、派遣技術社員の安否確認や契約内容の調整など、多大な業務負荷を要することが想定されるため、当社グループの事業運営に影響を与えるとともに、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①経営成績の状況

第12期連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益の改善を背景に、雇用情勢や個人の所得環境に改善が見られ、緩やかな回復基調が続いております。一方で、欧州、中近東及び東アジア地域等での情勢不安に起因する地政学リスクの高まりを受けて、世界経済全体としては不透明な状況が継続しております。

人材派遣業界においては、日本全体として労働人口が減少しており、多くの業界が人材不足に陥っているため、需要は活況となりました。当社グループの主要顧客が属する建設業界では、高齢化及び若手不足が顕著であり、人材不足は深刻となっております。

このような事業環境のもと、新規2支店（4月より大宮支店、10月より神戸支店）の開設、配属人員数の増加、及び派遣先へのチャージアップ（派遣技術社員一人当たりの売上単価の向上）の交渉を推進いたしました。また、当社グループの成長の礎となる付加価値の高いエンジニアとなり得る人材の確保のため、派遣技術社員による知人紹介の推進、有料媒体での募集等、採用強化を推進するとともに、今後の事業拡大と将来を担う人材確保を図るべく新卒採用にも力を入れた結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高8,962,680千円（前年同期比16.4%増）、営業利益894,845千円（同1.6%減）、経常利益884,753千円（同1.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益608,197千円（同12.4%増）となりました。

なお、当社グループは建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

第13期第3四半期連結累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、世界経済の緩やかな回復基調を背景に、雇用情勢や個人の所得環境に改善がみられ、企業の生産活動や個人消費において拡大、回復傾向が続いております。一方で、米国の金融政策や中国の経済動向等による影響により、海外経済の不確実性や為替変動など懸念される事項も多く、依然として先行きが不透明な状況となっております。

人材派遣業界においては、国内の労働人口が減少しており、多くの業界が人材不足に陥っているため、需要は活況となりました。当社グループの主要顧客が属する建設業界においては、高齢化及び若手不足が顕著であり、人材不足は深刻となっております。

このような事業環境のもと、新規2支店（4月より金沢支店、10月より名古屋第二支店）の開設、配属人員数の増加、及び前連結会計年度に引き続き派遣先へのチャージアップ（派遣技術社員一人当たりの売上単価の向上）の交渉を推進いたしました。また、当社グループの成長の礎となる付加価値の高いエンジニアとなり得る人材の確保のため、派遣技術社員による知人紹介の推進、有料媒体での募集等、採用強化を推進するとともに、今後の事業拡大と将来を担う人材確保を図るべく新卒採用にも力を入れた結果、当第3四半期連結累計期間における当社グループの業績は、売上高7,898,722千円、営業利益1,009,389千円、経常利益1,004,705千円、親会社株主に帰属する四半期純利益661,377千円となりました。

なお、当社グループは建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

②財政状態の状況

第12期連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（資産の部）

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて237,091千円増加し、5,400,725千円となりました。

これは主に、借入金の返済及び社債の償還により現金及び預金が232,131千円減少した一方で、売掛金が208,130千円増加したことや、子会社支店の開設及び移転に伴う内装工事による建物及び構築物が124,663千円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて276,805千円減少し、2,696,691千円となりました。

これは主に、未払金が254,550千円増加した一方で、短期借入金が300,000千円、社債が308,000千円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて513,897千円増加し、2,704,034千円となりました。

これは主に、剰余金の配当により94,300千円減少した一方で、親会社株主に帰属する当期純利益608,197千円の計上により利益剰余金が513,897千円増加したことによるものであります。

第13期第3四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度末との比較・分析を行っております。

(資産の部)

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて477,604千円増加し、5,871,992千円となりました。

これは主に、繰延税金資産が56,558千円減少した一方で、派遣契約の新規受注や契約条件の見直し等の営業活動の結果売上が増加したことに伴い、現金及び預金が518,919千円、売掛金が64,495千円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて60,773千円減少し、2,629,580千円となりました。

これは主に、未払金が46,904千円増加した一方で、償還により社債が122,000千円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて538,377千円増加し、3,242,411千円となりました。

これは主に、剰余金の配当123,000千円を実施した一方で、親会社株主に帰属する四半期純利益661,377千円を計上したことにより利益剰余金が538,377千円増加したことによるものであります。

③キャッシュ・フローの状況

第12期連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、2,895,164千円(前年同期比2.4%増)となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得た資金は752,990千円(前年同期は67,853千円の収入)となりました。これは主に税金等調整前当期純利益880,730千円、減価償却費68,434千円、売上債権の増加額208,130千円、未払金の増加額251,414千円及び法人税等の支払額390,973千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得た資金は45,504千円（前年同期は232,236千円の支出）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入336,000千円、有形固定資産の取得による支出172,208千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は730,630千円（前年同期は896,809千円の収入）となりました。これは主に短期借入金の純減少額300,000千円、社債の償還による支出308,000千円、リース債務の返済による支出20,630千円及び配当金の支払額94,300千円によるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

当社グループは、建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、派遣先の業種別に示すと次のとおりであります。

a. 生産実績

当社グループは、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループは、受注生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

c. 販売実績

第12期連結会計年度及び第13期第3四半期連結累計期間の販売実績を派遣先の業種別に示すと、次のとおりであります。

派遣先業種	第12期連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		第13期第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
	金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)
建築	3,266,649	106.6	2,697,361
土木	1,691,704	110.2	1,445,558
設備	2,053,875	104.0	1,957,021
プラント	638,053	376.6	772,180
CAD	1,022,113	133.2	787,775
その他	290,283	152.9	238,824
合計	8,962,680	116.4	7,898,722

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りは、主に固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性、貸倒引当金であり、継続的な評価を行っております。

なお、見積り及び判断・評価については、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる要因等に基づき行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合があります。

②経営成績の分析

第12期連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、8,962,680千円(前年同期比16.4%増)となりました。内容としては、前期から引き続き派遣契約数が順調に推移したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、6,137,848千円(前年同期比16.2%増)となりました。これは主に売上拡大に伴う派遣技術社員にかかる人件費の増加によるものであります。この結果、売上総利益は、2,824,832千円(同16.8%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、1,929,986千円(前年同期比27.9%増)となりました。これは主に役員報酬、給料、地代家賃等の計上によるものであります。この結果、営業利益は894,845千円(同1.6%減)となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

営業外収益は4,922千円(前年同期比77.6%減)、営業外費用は支払利息5,075千円等により15,014千円(同50.0%減)となり、この結果、経常利益は884,753千円(同1.8%減)となりました。

(特別利益、特別損失及び親会社株主に帰属する当期純利益)

特別損失として固定資産除却損2,838千円等を計上した結果、税金等調整前当期純利益は880,730千円(前年同期比7.8%増)となりました。

また、法人税等合計を272,533千円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は608,197千円(同12.4%増)となりました。

第13期第3四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)

(売上高)

当第3四半期連結累計期間の売上高は、7,898,722千円となりました。内容としては、前期から引き続き派遣契約数が順調に推移したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、5,279,346千円となりました。これは主に売上拡大に伴う派遣技術社員にかかる人件費の増加によるものであります。この結果、売上総利益は、2,619,375千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、1,609,986千円となりました。これは主に役員報酬、給料、地代家賃、採用費等の計上によるものであります。この結果、営業利益は1,009,389千円となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

営業外収益は1,551千円、営業外費用は支払保証料2,774千円等により6,234千円となり、この結果、経常利益は1,004,705千円となりました。

(特別利益、特別損失及び親会社株主に帰属する四半期純利益)

特別損失として固定資産除却損983千円を計上した結果、税金等調整前四半期純利益は1,003,722千円となりました。

また、法人税等合計を342,344千円計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は661,377千円となりました。

③財政状態の分析

財政状態の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 (2) 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

④資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資金需要の主なものは、事業規模拡大に伴い必要となる運転資金、及び当社グループが将来に向けた更なる付加価値向上を図るための設備投資であります。これらの資金需要は手元資金で賄うことを基本とし、一部の運転資金を社債により調達しております。余裕資金の運用は定期預金を中心とした安全で流動性の高い金融資産であり、流動性を確保しております。

⑤目標とする管理指標の状況

当連結会計年度の売上高経常利益率は9.9%となり、目標とする10%に対し0.1ポイントのマイナスとなりました。これは今後の事業拡大に向け、一層の社内体制強化を図るための人員増員などによるものであります。

⑥経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境に由来するリスク、事業内容に由来するリスク等様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。これらの経営成績に重要な影響を与えるリスクに対応するため、組織体制の更なる強化等を行ってまいります。

⑦経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、現在の経営環境及び予測や取得可能な情報に基づき、企業価値を最大限に向上させるよう経営戦略の見直し及び再検討を随時行っております。

また、関連法規制の遵守は経営上最も重要な課題と位置付けており、法令遵守に対する一層の意識向上と体制強化を図るため、社内教育や継続的な施策を実施し、社会的信用をより一層得ることに努めてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第12期連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当連結会計年度における設備投資額は172,208千円であり、うち主な内訳は、支店の開設・移転による建物及び構築物等の取得113,939千円、支店の開設・移転に伴う工具、器具及び備品の取得38,239千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループは建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

第13期第3四半期連結累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

当第3四半期連結累計期間における設備投資額は65,511千円であり、うち主な内訳は、支店の開設・移転による建物及び構築物等の取得32,235千円、支店の開設・移転に伴う工具、器具及び備品の取得16,174千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループは建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループは、建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、「セグメントの名称」の記載を省略しております。

(1) 提出会社

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (名古屋市中村区)	内装設備等	100,137	22,678	122,816	42

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本社建物を賃借しております。年間賃借料は58,055千円であります。

(2) 国内子会社

平成30年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
株式会社コプロ・ エンジニアード	本社及び支店 (名古屋市中村区 他)	内装設備等	161,476	35,160	44,642	241,279	1,403

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、機械装置及び運搬具、リース資産、建設仮勘定であります。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. 上記の他、主要な賃借している設備としては以下のものがあります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 又はリース料 (千円)
株式会社コプロ・ エンジニアード	東京第一支店・東京第二支店（東京都中央区）	営業業務施設	47,095
	大阪支店（大阪市北区）	営業業務施設	23,205

なお、第13期第3四半期連結累計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等による著しい変動はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】 (平成30年12月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	名古屋市中村区	社内基幹システム	195,000	—	自己株式処分 による調達資金	平成31年4月	平成34年3月	(注) 2
提出会社	名古屋市中村区	全社電子端末導入	117,750	—	自己株式処分 による調達資金	平成31年4月	平成34年3月	(注) 2
提出会社	名古屋市中村区	自社求人サイト機能向上	60,000	—	自己株式処分 による調達資金	平成31年4月	平成33年3月	(注) 2
株式会社コプロ・ エンジニアード	愛知県 他計2拠点	内装設備等	13,100	—	自己株式処分 による調達資金	平成31年4月	平成32年3月	(注) 2
株式会社コプロ・ エンジニアード	東京都 他計5拠点	内装設備等	30,510	—	自己株式処分 による調達資金	平成32年4月	平成33年3月	(注) 2
提出会社	東南アジア	内装設備等	10,000	—	自己株式処分 による調達資金	平成32年4月	平成33年3月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 当社グループは建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,000,000	非上場	権利内容に制限のない、当社において標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。(注)
計	5,000,000	—	—

(注) 平成30年11月26日開催の臨時株主総会決議により、平成30年11月26日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成29年 3月31日	平成30年 3月12日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 5 (注) 4	当社取締役 6 当社監査役 3 (注) 5 当社従業員 6 当社子会社従業員 17
新株予約権の数 (個) ※	100,000[90,000] (注) 1	100,000[91,100] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株) ※	普通株式 100,000[90,000] (注) 1	普通株式 100,000[91,100] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※	755 (注) 2	1,350 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	平成31年 4月 1日から 平成39年 3月31日まで	平成32年 3月13日から 平成40年 3月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円) ※	発行価格 755 資本組入額 378	発行価格 1,350 資本組入額 675
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等（以下「当社の従業員等」という）の地位を有していることを要する。但し、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事由がある場合はこの限りでない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—	—

※ 最近事業年度の末日（平成30年 3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年 1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整します。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以後当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとします。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者が本新株予約権の行使の条件中、新株予約権を行使できる条件に該当しなくなった場合、取締役会の決議により当該対象者に発行した新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社になる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会の決議により本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会の決議により当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (4) 新株予約権者に相続その他一般承継の事由が生じた場合は、当該取得者に対して取締役会の決議により当該新株予約権を無償で取得することができる。
4. 付与対象者の権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名となっております。
5. 従業員の取締役への選任及び付与対象者の権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、当社監査役3名、当社従業員4名、当社子会社従業員15名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成29年2月23日 (注)	4,999,500	5,000,000	—	30,000	—	—

(注) 株式分割(1:10,000)による増加であります。

(4) 【所有者別状況】

平成30年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	2	3	—
所有株式数（単元）	—	—	—	21,000	—	—	29,000	50,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	42.0	—	—	58.0	100	—

（注）自己株式900,000株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 900,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,100,000	41,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,000,000	—	—
総株主の議決権	—	41,000	—

② 【自己株式等】

平成30年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社コプロ・ホールディングス	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	900,000	—	900,000	18.0
計	—	900,000	—	900,000	18.0

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	900,000	—	900,000	—

3 【配当政策】

当社は、株主に対する適正な利益還元を経営の重要課題として認識しており、配当政策に関しては、各事業年度における利益水準、次期以降の見通し、設備投資に係る資金需要及び内部留保の状況等を総合的に勘案した上で、株主への利益配当を実施していく方針であります。

また、内部留保資金の用途については、運転資金及び設備投資などに充当し、事業基盤の安定と企業価値の向上に努めてまいります。

当社が剰余金の配当を行う場合は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針と考えております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

第12期事業年度の剰余金の配当については、上記の方針に基づいて、業績や財務状況等を総合的に勘案し、期末配当金として1株当たり30円00銭といたしました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成30年6月26日 定時株主総会決議	123,000	30.00

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性11名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	清川 甲介	昭和52年10月16日生	平成10年4月 建装工業株式会社入社 平成11年5月 株式会社日構シーエスエス (現 株式会社テクノプロ・コンストラクション) 入社 平成11年9月 同社名古屋営業所長 平成12年4月 同社大阪営業所長 平成13年4月 同社新宿営業所長 平成16年5月 同社代表取締役社長就任 平成18年5月 株式会社クリスタルスタッフ 代表取締役社長就任 平成18年10月 株式会社トラスティクルー (現 当社) 設立 代表取締役社長就任 (現任) 平成27年5月 株式会社コプロ・エンジニアード (新設分割会社) 代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	4,100,000 (注) 6
専務取締役	事業本部長	小粥 哉澄	昭和55年9月1日生	平成13年4月 株式会社インプレス入社 平成13年12月 株式会社日構シーエスエス (現 株式会社テクノプロ・コンストラクション) 入社 平成18年5月 株式会社セイゼアー入社 名古屋支店長 平成18年11月 株式会社トラスティクルー (現 当社) 入社 コンストラクション事業部部長 平成20年4月 同社名古屋支店長 平成23年7月 同社大阪支店長 平成25年8月 同社取締役就任 平成27年5月 株式会社コプロ・エンジニアード (新設分割会社) 取締役就任 (現任) 平成28年11月 当社取締役就任 事業本部長 平成30年6月 当社専務取締役就任 事業本部長 (現任)	(注) 3	—
常務取締役	管理本部長 兼総務部長	齋藤 正彦	昭和51年1月8日生	平成13年11月 株式会社クリスタル入社 平成14年7月 株式会社キャリアール (現 株式会社c style) 転籍 平成18年4月 同社管理本部長 平成19年11月 同社コンプライアンス推進部長 平成21年1月 株式会社P L M (現 株式会社T T M) 転籍 平成23年7月 同社執行役員 総務部長 平成26年2月 株式会社コプロ・エンジニアード (現 当社) 入社 リスクマネジメント室長 平成28年6月 株式会社コプロ・エンジニアード (新設分割会社) 取締役就任 リスクマネジメント室本部長 平成28年10月 当社取締役就任 リスクマネジメント室本部長 平成29年3月 株式会社コプロ・エンジニアード 取締役就任 (現任) 平成29年11月 当社取締役 管理本部長 平成30年6月 当社常務取締役就任 管理本部長 兼 総務部長 (現任)	(注) 3	—
取締役	財務経理部長	保浦 知生	昭和41年3月10日生	昭和63年4月 エナジーサポート株式会社入社 平成20年4月 同社財務室長 平成25年4月 同社配電機器事業部 企画部長 平成26年4月 同社計測システム事業部 企画部長 平成28年9月 株式会社ショックブン入社 経理部長 兼 総務部長 平成29年7月 当社入社 経理部長 平成30年4月 当社財務経理部長 平成30年6月 当社取締役就任 財務経理部長 (現任) 株式会社コプロ・エンジニアード取締役就任 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	採用戦略 本部長	越川 裕介	昭和60年10月15日生	平成18年4月 株式会社スタイルファクトリーかべす入社 平成20年3月 株式会社トラスティクルー（現 当社）入社 平成23年2月 同社名古屋支店支店長 平成25年5月 同社首都圏支店支店長 平成28年1月 株式会社コプロ・エンジニアード（新設分割会社） 採用戦略本部部长 平成28年6月 当社執行役員 採用戦略本部部长 平成28年11月 当社執行役員 採用戦略本部部长 平成29年3月 当社取締役就任 採用戦略本部部长（現任） 株式会社コプロ・エンジニアード取締役就任（現任）	(注) 3	—
取締役	人財開発 本部長	向井 一浩	昭和51年1月8日生	平成6年7月 北浦鉄工入社 平成12年6月 エネクスフリート株式会社入社 平成22年4月 同社マネージャー 平成24年5月 キャストホールディングス株式会社入社 平成24年11月 株式会社コプロ・エンジニアード（現 当社）入社 平成27年2月 同社営業本部CSグループリーダー 平成27年6月 株式会社コプロ・エンジニアード（新設分割会社） 営業本部CSグループ部長 平成28年6月 当社執行役員 営業本部CS部部长 平成29年3月 当社取締役就任 営業本部CS部部长 株式会社コプロ・エンジニアード取締役就任（現任） 平成30年4月 当社取締役 人財開発本部部长（現任）	(注) 3	—
取締役	—	葉山 憲夫	昭和34年7月8日生	昭和59年4月 株式会社自動車ニッポン新聞社入社 昭和62年4月 株式会社物流産業新聞社入社 平成元年4月 株式会社コア入社 平成6年7月 社会保険労務士登録 葉山社会保険労務士事務所 設立 所長就任（現任） 平成19年4月 特定社会保険労務士付記 平成28年8月 シェアリングテクノロジー株式会社社外監査役就任 平成30年6月 当社社外取締役就任（現任）	(注) 3	—
取締役	—	小島 義博	昭和51年5月8日生	平成13年10月 弁護士登録 平成13年10月 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所 平成19年7月 ニューヨーク州弁護士登録 平成27年9月 弁護士法人森・濱田松本法律事務所 名古屋オフィス代表就任（現任） 平成28年1月 税理士登録 平成28年6月 公認不正検査士（CFE）登録 平成31年2月 当社社外取締役就任（現任）	(注) 4	—
常勤監査役	—	星野 義明	昭和26年1月15日生	昭和48年3月 株式会社中薬（現 アルフレッサ株式会社）入社 平成8年10月 同社豊橋支店支店長 平成13年10月 同社取締役就任 静岡営業部長 平成17年1月 同社取締役 仕入利益管理部長 平成20年4月 同社取締役 債権管理部長 平成23年5月 同社常勤監査役就任 平成28年11月 当社入社 平成29年3月 当社常勤監査役就任（現任） 株式会社コプロ・エンジニアード監査役就任（現任）	(注) 5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	春馬 学	昭和48年11月4日生	平成13年10月 平成18年10月 平成22年4月 平成25年6月 平成29年2月	弁護士登録 石原総合法律事務所入所 春馬・野口法律事務所開設（現任） 株式会社ネクステージ 社外監査役就任 （現任） ポパール興業株式会社 社外監査役就任 （現任） 当社社外監査役就任（現任）	(注) 5	—
監査役	—	大倉 淳	昭和49年8月6日生	平成12年10月 平成16年4月 平成28年7月 平成28年10月 平成29年3月	中央青山監査法人名古屋事務所入所 公認会計士登録 公認会計士大倉会計事務所開設（現任） 税理士登録 当社社外監査役就任（現任）	(注) 5	—
計							4,100,000

- (注) 1. 取締役葉山憲夫及び小島義博は、社外取締役であります。
2. 監査役春馬学及び大倉淳は、社外監査役であります。
3. 平成30年11月26日の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成31年2月1日から他の在任取締役の任期満了の時までであります。
5. 平成30年11月26日の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 代表取締役社長清川甲介の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社リタメコが所有する株式数を含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

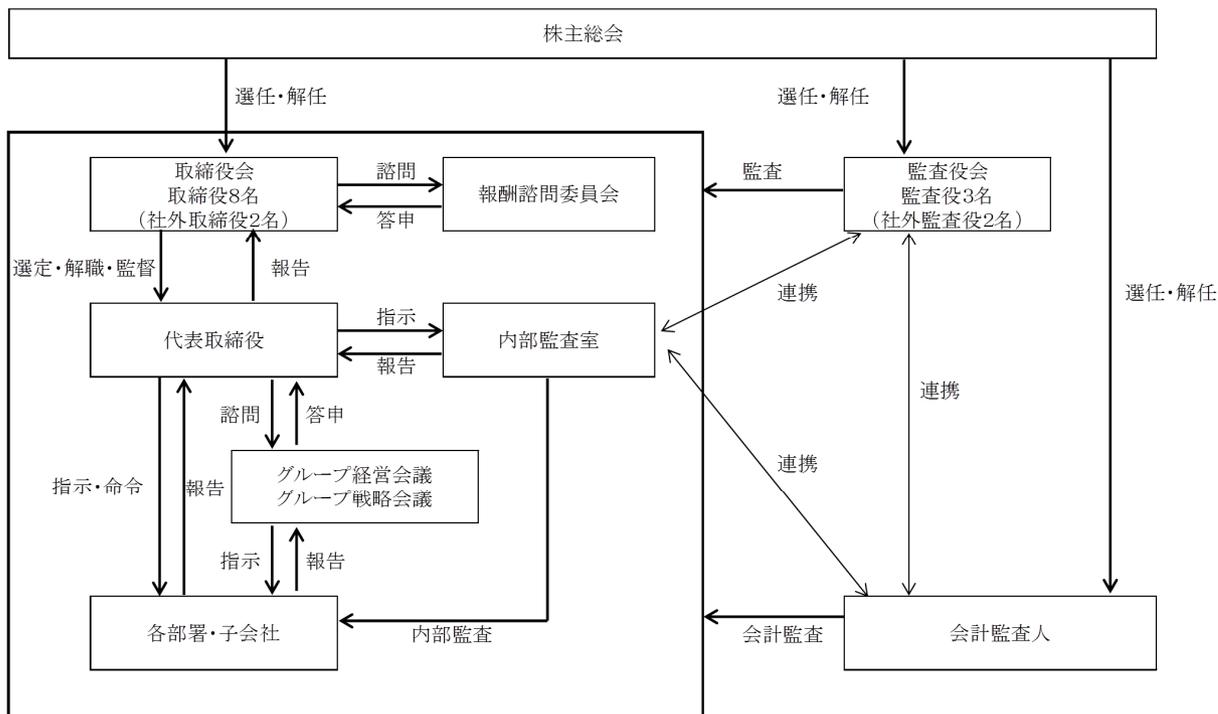
(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする利害関係者に対して、経営責任と説明責任の明確化を図り、もって、企業価値を最大化するため、経営と業務執行における透明性の確保及びコンプライアンス遵守の徹底を進め、同時に、効率的な経営の推進を行っております。こうした取組みを進めていく中で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

① 会社の企業統治に関する事項

会社の機関及び内部統制等の概要は、以下のとおりであります。



(a) 会社の機関設計の内容

当社の基本的な機関設計は、以下のとおりとしております。

取締役会：

当社取締役会は、取締役8名により構成され、うち2名は社外取締役であります。環境の変化に迅速に対応できる意思決定機関としていることで業務執行監督体制の整備、意思決定の公正化を図っております。

取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。また、取締役会には、監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監査しております。

監査役・監査役会：

当社監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名から構成されており、うち2名は社外監査役であります。監査役は取締役会へ出席し、会計監査及び業務監査を中心として、経営全般に関する監査を行う体制を構築しております。

なお、定款において、当社の監査役は4名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

グループ経営会議・グループ戦略会議：

グループ経営会議及びグループ戦略会議は、それぞれ常勤取締役及び常勤監査役、内部監査室長並びに代表取締役が必要と認めて指名した者により構成され、代表取締役の諮問機関として、毎月1回開催しております。

グループ経営会議は、取締役会への付議事項、全般的業務執行方針に関する事項、リスク管理に関する事項等を審議しております。

グループ戦略会議は、グループ会社の経営戦略全般に関する協議、経営戦略の検討等を審議しております。

内部監査室：

当社は、代表取締役直轄の内部監査専門の部署として内部監査室が設置されており、専任担当者を1名配属しております。

報酬諮問委員会：

報酬諮問委員会は、平成30年5月より取締役会の諮問機関として設置しております。社外取締役を委員長とし、社外取締役、社外監査役、社外有識者の中から選任される、3名以上の委員で構成されることと定め、現状、社外役員全員を委員として選任しております。取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保及び説明責任の強化を目的としております。

取締役の個別報酬は、報酬諮問委員会の答申を受けて取締役会決議により決定します。取締役会においては、報酬諮問委員会の答申を最大限尊重し、取締役の報酬を決定することとしております。

また、算定方法については、以下の通りとしており、各検討要素については報酬諮問委員会が決定することとしております。

<算定方法等>

- ・算定方法は、継続的な企業価値の向上と当社の業績向上へのインセンティブとして機能することを基本方針として設計しております。具体的には、当社役員の役割と責任に見合った水準を設定することとし、職責に応じた固定部分と業績に応じた変動部分により算定することとしております。
- ・なお、平成32年3月期以降の報酬については、上記算定方法に加え、業績に応じた変動部分の算定においては一部の取締役に対して過度な偏りを発生させないような設計とする方針としております。

会計監査人：

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

(b) 内部統制システムの整備状況

当社は、下記のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を取締役に於て決議しており、この基本方針に基づいた整備を行っております。

- I. 当社及び当社子会社（以下「コプログループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社の取締役は、コプログループにおけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を目的として制定した「コンプライアンス規程」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
 2. 当社の取締役は、「コンプライアンス規程」の周知徹底のための活動を行い、内部監査部門は、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
 3. 当社の取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
 4. 当社の管理部門を情報提供先とする内部通報制度の利用を促進し、コプログループにおける法令違反又は「コンプライアンス規程」の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めるとともに、使用人にその実践を促す。
 5. 当社の経営会議メンバーは、コプログループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてリスク管理部門は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
 6. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
 7. 当社の管理部門が内部統制システムの整備を推進する。

8. 当社の管理部門がコンプライアンスに係る業務を統括し、関連規程の整備及び運用状況をモニタリングする。
9. コプログループの使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保するための監査体制を整える。

II. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 情報の管理については、「情報管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報管理体制を確立する。情報セキュリティに関する具体的施策については、リスク管理委員会で審議し、コプログループ全体で横断的に推進する。
2. 当社の取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
3. 当社の株主総会議事録、取締役会議事録、グループ経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
4. 企業秘密については、「文書管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。
5. 個人情報については、法令並びに「個人情報保護規程」及び「特定個人情報等取扱規程」に基づき厳重に管理する。

III. コプログループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. コプログループの事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
2. 当社の管理部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門が行うリスク管理を全社横断的に支援する。
3. コプログループは、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理の検討、審議等及び事故等への対応のためにリスク管理委員会を設置する。
4. リスク管理委員会メンバーは、事業部門及び管理部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
5. リスク管理委員会メンバーは、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、コプログループのリスク管理の実施について監督する。
6. 経営上の重大なリスクへの対応方針その他不正リスク等リスク管理の観点から重要な事項については、リスク管理委員会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては当社の取締役会において報告する。
7. コプログループの事業部門及び当社の管理部門は、コプログループの事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する当社のスタッフ部門及び当社のグループ経営会議にてその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、当社の取締役及び監査役に報告する。
8. コプログループのリスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、内部監査部門が監査を行う。

IV. コプログループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社の取締役会は、各部門長に対する大幅な権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
2. 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
3. 当社の取締役会は、コプログループの中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
4. 各部門長は、当社の取締役会で定めた中期経営目標及び予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、事業執行会議で確認し、取締役会に報告する。
5. コプログループの取締役及び各部門長の職務執行状況については、適宜、当社の取締役会に対して報告する。
6. 各部門長その他の使用人の職務権限の行使は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。

V. コプログループにおける業務の適正を確保するための体制

1. 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
2. 当社は、コプログループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。
3. コプログループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項についてはグループ経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。
4. 当社の内部監査部門は、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。
5. 当社の監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、コプログループにおける業務の適正の確保のため、内部監査部門と意見交換等を行い、連携を図る。
6. 当社は、コプログループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。当社の各部門及び当社子会社は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。また、内部環境及び外部環境の重要な変化があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、変更の有無を検討する。

VI. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 当社の監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者を求められた場合、監査役の職務を補助する能力と知識を備えた使用人を置く。
2. 同使用人の人事異動、評価等については常勤監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

VII. コプログループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
2. 当社の管理部門長は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行う。
3. 当社の管理部門長は、監査役に対して、内部通報制度の運用状況につき定期的に報告し、取締役に「コンプライアンス規程」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。
4. 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
5. コプログループは監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

VIII. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針、及びその他監査役が実効的に監査が行われることを確保するための体制

1. 監査役がその職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。
2. 監査役は当社の代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
3. 監査役は、監査法人・内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて監査法人・内部監査部門に報告を求める。
4. コプログループの取締役及び使用人は監査役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

(c) リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理を経営上きわめて重要な活動と認識しております。具体的には、「リスク管理規程」を制定するとともに、取締役及び取締役会による業務執行及びその監督に努め、一方で、リスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制、諸規程に基づく業務の運営とチェック及び内部監査の強化による社内の内部統制機能の充実に取り組んでおります。

(d) 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

なお、継続監査年数については、全員が7年以内であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名	補助者の構成
指定有限責任社員 奥谷 浩之	公認会計士 11名
指定有限責任社員 澤田 吉孝	その他 9名

② 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役監査及び会計監査の連携

(a) 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

内部監査の組織、人員及び手続

当社は、代表取締役直轄の内部監査専門の部署として内部監査室が設置されており、専任担当者を1名配属しております。内部監査室長は、内部監査の年間計画を策定し、代表取締役からこの計画書について承認を受け、内部監査の実施に先立ち、監査対象部門へ監査実施通知書を送付し、内部監査を行っております。内部監査の結果については、代表取締役へ内部監査報告書を提出することにより、報告を行っております。内部監査の結果、改善事項が検出された場合、監査対象部門へ改善を求め、フォローアップ監査の実施の要否を検討し、必要に応じてフォローアップ監査を実施しております。

監査役監査の組織、人員及び手続

監査役は、常勤監査役が非常勤監査役と連携し、業務監査及び会計監査を実施しております。監査役の監査業務を補佐する専任のスタッフを設けておりませんが、適宜管理部の担当者が事務局機能を代行しております。監査役監査を実施する手続は、監査役監査の年間計画を策定し、計画書に基づいて、監査を実施します。

監査の結果、改善事項が検出された場合、監査役間で意見交換を行い、取締役会で改善勧告を行います。その結果を受けて、フォローアップ監査の実施を検討します。

(b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の連携

内部監査室長は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、必要に応じて監査役と意見交換を行い、適宜対応しております。

また、内部監査室長及び監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

③ 社外取締役及び社外監査役と当社の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

当社は社外取締役として葉山憲夫及び小島義博を、社外監査役として春馬学及び大倉淳を選任しております。

葉山憲夫氏は特定社会保険労務士の資格を有し、労務関連の専門的な知見及び豊富な実績等を踏まえ、当社の経営に有益な助言を頂くことを期待し、社外取締役に選任しております。

小島義博氏は弁護士及び税理士の資格を有し、会社法等の専門的な知見等を踏まえ、公正な経営監視機能としての監査を行っていただけると判断し、社外取締役に選任しております。

春馬学氏は弁護士の資格を有し、会社法等の専門的な知見等を踏まえ、公正な経営監視機能としての監査を行っていただけると判断し、社外監査役に選任しております。

大倉淳氏は公認会計士及び税理士の資格を有し、会社財務等の専門的な知見等を踏まえ、公正な経営監視機能としての監査を行っていただけると判断し、社外監査役に選任しております。

なお、春馬学氏は当社新株予約権を1,100個、大倉淳氏は当社新株予約権を1,000個保有しております。この関係以外に、当社と社外取締役及び社外監査役との間には、人的・資本的关系、取引関係及びその他利害関係はありません。

また、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任に当たっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、業務執行取締役等でない社外取締役及び監査役の全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

⑤ 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を制定し、業務執行にかかわる重要な事項の報告を義務付ける等の指導・監督を行っております。また、子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行うとともに、「リスク管理規程」に基づき子会社の損失のリスク管理を行っております。

また、当社は子会社に対し、監査役並びに内部監査室による業務監査を行うこととしております。

なお、子会社の人事、総務、経理などの管理業務については、当社の管理本部の担当部署が指導・育成に努めております。

⑥ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	256,417	256,417	—	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	4,980	4,980	—	—	—	1
社外役員	6,600	6,600	—	—	—	3

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等 の総額 (千円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の総額 (千円)			
				基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金
清川甲介	202,300	取締役	提出会社	202,300	—	—	—

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項が存在しないため、記載しておりません。

ニ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬等の上限額を株主総会で定めており、役員賞与等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。なお、役員報酬限度額は以下のとおりとなっております。

役員報酬限度額 取締役 500,000千円 (平成29年3月31日の臨時株主総会で決議)

(1事業年度) 監査役 30,000千円 (平成29年2月24日の臨時株主総会で決議)

平成31年3月期より取締役の報酬については、平成30年5月に設置された報酬諮問委員会の答申を受けて取締役会決議により決定することとしております。

また、算定方法については、継続的な企業価値の向上と当社の業績向上へのインセンティブとして機能することを基本方針として設計しております。当社役員の役割と責任に見合った水準を設定することとし、職責に応じた固定部分と業績に応じた変動部分により算定しております。

また、監査役の報酬については、会社法第387条第2項の規定に基づき、監査役会に一任しております。

⑦ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこと及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行、株主への利益還元などを目的とした機動的な自己株式の取得を可能にするためであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって毎年9月末日を基準日として、会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任につき、取締役会の決議によって法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	15,080	—	21,975	—
連結子会社	—	—	—	—
計	15,080	—	21,975	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て決定する方針としております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）及び当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）の四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、会計基準等に関するセミナーに参加するとともに、社内規程やマニュアルを整備し随時更新を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 3,163,299	2,931,167
売掛金	1,053,386	1,261,516
繰延税金資産	53,160	100,917
その他	171,444	205,099
貸倒引当金	△1,380	△3,522
流動資産合計	4,439,909	4,495,179
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	136,950	261,614
建設仮勘定	33,525	39,845
その他（純額）	30,061	62,635
有形固定資産合計	※2 200,537	※2 364,095
無形固定資産		
リース資産	89,496	69,066
その他	8,804	22,573
無形固定資産合計	98,300	91,639
投資その他の資産		
投資有価証券	20,000	—
繰延税金資産	53,963	39,852
その他	350,921	409,958
投資その他の資産合計	424,885	449,811
固定資産合計	723,723	905,546
資産合計	5,163,633	5,400,725

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※1 300,000	—
1年内償還予定の社債	308,000	244,000
リース債務	21,855	23,180
未払法人税等	203,428	165,448
賞与引当金	68,067	74,887
未払金	628,410	882,961
資産除去債務	4,959	1,737
その他	248,194	348,831
流動負債合計	1,782,915	1,741,046
固定負債		
社債	1,045,000	801,000
リース債務	75,838	57,542
繰延税金負債	—	6,337
資産除去債務	46,145	72,336
その他	23,597	18,427
固定負債合計	1,190,581	955,644
負債合計	2,973,497	2,696,691
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金	2,164,636	2,678,534
自己株式	△4,500	△4,500
株主資本合計	2,190,136	2,704,034
純資産合計	2,190,136	2,704,034
負債純資産合計	5,163,633	5,400,725

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成30年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,450,086
売掛金	1,326,012
その他	136,716
貸倒引当金	△3,646
流動資産合計	4,909,170
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物(純額)	282,281
建設仮勘定	19,362
その他(純額)	78,987
有形固定資産合計	380,631
無形固定資産	
リース資産	53,743
その他	23,700
無形固定資産合計	77,443
投資その他の資産	
繰延税金資産	77,874
その他	426,872
投資その他の資産合計	504,746
固定資産合計	962,822
資産合計	5,871,992
負債の部	
流動負債	
1年内償還予定の社債	244,000
リース債務	25,769
未払法人税等	129,737
賞与引当金	68,307
未払金	929,866
資産除去債務	—
その他	409,364
流動負債合計	1,807,043
固定負債	
社債	679,000
リース債務	49,040
資産除去債務	77,890
その他	16,605
固定負債合計	822,536
負債合計	2,629,580
純資産の部	
株主資本	
資本金	30,000
利益剰余金	3,216,911
自己株式	△4,500
株主資本合計	3,242,411
純資産合計	3,242,411
負債純資産合計	5,871,992

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	7,701,130	8,962,680
売上原価	5,283,190	6,137,848
売上総利益	2,417,939	2,824,832
販売費及び一般管理費	※1 1,508,642	※1 1,929,986
営業利益	909,296	894,845
営業外収益		
受取利息	162	49
受取賃貸料	475	1,235
保険解約返戻金	12,756	—
貸倒引当金戻入額	2,662	—
補助金収入	1,539	1,000
受取和解金	2,713	2,383
その他	1,709	254
営業外収益合計	22,016	4,922
営業外費用		
支払利息	4,741	5,075
社債発行費	21,551	—
支払保証料	3,221	4,804
支払和解金	—	3,000
貸倒引当金繰入額	—	1,134
その他	527	999
営業外費用合計	30,041	15,014
経常利益	901,272	884,753
特別利益		
固定資産売却益	※2 861	—
投資有価証券売却益	—	1,000
償却債権取立益	—	985
特別利益合計	861	1,985
特別損失		
固定資産売却損	※3 4,951	※3 739
固定資産除却損	※4 55,306	※4 2,838
投資有価証券売却損	24,999	—
会員権解約損	—	2,430
特別損失合計	85,256	6,008
税金等調整前当期純利益	816,877	880,730
法人税、住民税及び事業税	317,822	299,842
法人税等調整額	△42,282	△27,309
法人税等合計	275,539	272,533
当期純利益	541,338	608,197
親会社株主に帰属する当期純利益	541,338	608,197

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	541,338	608,197
包括利益	541,338	608,197
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	541,338	608,197

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
売上高	7,898,722
売上原価	5,279,346
売上総利益	2,619,375
販売費及び一般管理費	1,609,986
営業利益	1,009,389
営業外収益	
受取利息	13
受取賃貸料	855
受取和解金	341
還付加算金	285
その他	55
営業外収益合計	1,551
営業外費用	
支払利息	2,701
支払保証料	2,774
その他	758
営業外費用合計	6,234
経常利益	1,004,705
特別損失	
固定資産除却損	983
特別損失合計	983
税金等調整前四半期純利益	1,003,722
法人税、住民税及び事業税	285,786
法人税等調整額	56,558
法人税等合計	342,344
四半期純利益	661,377
親会社株主に帰属する四半期純利益	661,377

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
四半期純利益	661,377
四半期包括利益	661,377
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	661,377

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	30,000	1,749,168	△4,500	1,774,668	1,774,668
当期変動額					
剰余金の配当		△125,870		△125,870	△125,870
親会社株主に帰属する当期純利益		541,338		541,338	541,338
当期変動額合計	－	415,468	－	415,468	415,468
当期末残高	30,000	2,164,636	△4,500	2,190,136	2,190,136

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	30,000	2,164,636	△4,500	2,190,136	2,190,136
当期変動額					
剰余金の配当		△94,300		△94,300	△94,300
親会社株主に帰属する当期純利益		608,197		608,197	608,197
当期変動額合計	－	513,897	－	513,897	513,897
当期末残高	30,000	2,678,534	△4,500	2,704,034	2,704,034

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	816,877	880,730
減価償却費	57,332	68,434
保険解約返戻金	△12,756	—
固定資産売却損益 (△は益)	4,089	739
固定資産除却損	55,306	2,838
投資有価証券売却損益 (△は益)	24,999	△1,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△4,194	2,142
賞与引当金の増減額 (△は減少)	13,658	6,819
受取利息	△162	△49
支払利息	4,741	5,075
社債発行費	21,551	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△148,699	△208,130
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△55,316	39,295
未払金の増減額 (△は減少)	△151,036	251,414
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△254,287	95,467
その他	△1,683	5,212
小計	370,419	1,148,990
利息及び配当金の受取額	162	49
利息の支払額	△4,762	△5,075
法人税等の支払額	△297,965	△390,973
営業活動によるキャッシュ・フロー	67,853	752,990
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△336,000	△36,003
定期預金の払戻による収入	250,000	336,000
有形固定資産の取得による支出	△89,617	△172,208
有形固定資産の売却による収入	63,098	3,208
無形固定資産の取得による支出	△5,900	△16,711
投資有価証券の取得による支出	△45,000	—
その他	△68,818	△68,781
投資活動によるキャッシュ・フロー	△232,236	45,504

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	300,000	△300,000
長期借入金の返済による支出	△120,000	—
リース債務の返済による支出	△4,456	△20,630
割賦債務の返済による支出	△54,312	△7,700
社債の発行による収入	1,278,448	—
社債の償還による支出	△377,000	△308,000
配当金の支払額	△125,870	△94,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	896,809	△730,630
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	732,426	67,865
現金及び現金同等物の期首残高	2,094,872	2,827,299
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,827,299	※1 2,895,164

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社コプロ・エンジニアード

当連結会計年度において、株式会社コプロ・ダイニングサービス及び株式会社コプロ・ソリューションズは解散したため、連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～15年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する額を計上しております。

- (4) 繰延資産の処理方法
社債発行費
支出時に全額費用として処理しております。
- (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称
株式会社コプロ・エンジニアード

- (2) 主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券
その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する額を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(税効果会計に係る会計基準の適用指針)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

1. 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

2. 適用予定日

平成31年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による損益に与える影響はありません。

(収益認識に関する会計基準)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
現金及び預金	300,000千円	－千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
短期借入金	300,000千円	－千円

※2 有形固定資産から控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	38,931千円	79,527千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
役員報酬	244,300千円	267,997千円
給料	402,921	488,600
地代家賃	145,664	216,524
賞与引当金繰入額	18,117	24,385
貸倒引当金繰入額	△4,194	1,007

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物及び構築物	148千円	－千円
その他(有形固定資産)	713	－
計	861	－

※3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他(有形固定資産)	4,951千円	739千円

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物及び構築物	40,125千円	2,838千円
その他	15,181	－
計	55,306	2,838

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	500	4,999,500	—	5,000,000
合計	500	4,999,500	—	5,000,000
自己株式				
普通株式	90	899,910	—	900,000
合計	90	899,910	—	900,000

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式及び自己株式の増加は、株式分割(1:10,000)によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月30日 定時株主総会	普通株式	125,870	307,000.00	平成28年3月31日	平成28年7月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月30日 定時株主総会	普通株式	94,300	利益剰余金	23.00	平成29年3月31日	平成29年7月1日

当連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,000,000	—	—	5,000,000
合計	5,000,000	—	—	5,000,000
自己株式				
普通株式	900,000	—	—	900,000
合計	900,000	—	—	900,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月30日 定時株主総会	普通株式	94,300	23.00	平成29年3月31日	平成29年7月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	123,000	利益剰余金	30.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金	3,163,299千円	2,931,167千円
預入期間が3か月を超える定期 預金	△336,000	△36,003
現金及び現金同等物	2,827,299	2,895,164

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係 る資産及び債務の額	110,698千円	6,045千円
資産除去債務の計上額	2,909	27,796

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

無形固定資産

主として、給与計算、会計ソフトであります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として、複合機であります。

無形固定資産

主として、給与計算、会計ソフトであります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入や社債発行により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、短期の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済日及び償還日は決算日後、最長で7年後であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、管理本部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても同様の管理を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理本部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,163,299	3,163,299	—
(2) 売掛金	1,053,386		
貸倒引当金 ※	△1,380		
	1,052,005	1,052,005	—
資産計	4,215,304	4,215,304	—
(1) 短期借入金	300,000	300,000	—
(2) 未払金	628,410	628,410	—
(3) 社債(1年内償還予定 の社債含む)	1,353,000	1,351,339	△1,660
(4) リース債務(流動負債 と固定負債の合算)	97,693	98,783	1,090
負債計	2,379,103	2,378,533	△570

※ 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債（1年内償還予定の社債含む）

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) リース債務（流動負債と固定負債の合算）

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
非上場株式	20,000

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,163,299	—	—	—
売掛金	1,053,386	—	—	—
合 計	4,216,685	—	—	—

4. 短期借入金、社債及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
社債	308,000	244,000	244,000	244,000	154,000	159,000
リース債務	21,855	21,996	22,361	22,734	8,745	—
合 計	629,855	265,996	266,361	266,734	162,745	159,000

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入や社債発行により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、短期の支払期日であります。

社債は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、管理本部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても同様の管理を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理本部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,931,167	2,931,167	—
(2) 売掛金	1,261,516		
貸倒引当金 ※	△2,295		
	1,259,220	1,259,220	—
資産計	4,190,388	4,190,388	—
(1) 未払金	882,961	882,961	—
(2) 社債（1年内償還予定 の社債含む）	1,045,000	1,043,749	△1,250
(3) リース債務（流動負債 と固定負債の合算）	80,723	81,377	654
負債計	2,008,684	2,008,088	△595

※ 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債（1年内償還予定の社債含む）

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) リース債務（流動負債と固定負債の合算）

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,931,167	—	—	—
売掛金	1,261,516	—	—	—
合計	4,192,684	—	—	—

4. 社債及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	244,000	244,000	244,000	154,000	84,000	75,000
リース債務	23,180	23,570	23,967	10,004	—	—
合計	267,180	267,570	267,967	164,004	84,000	75,000

(有価証券関係)

前連結会計年度（平成29年3月31日）

非上場株式（連結貸借対照表計上額20,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

売却したその他有価証券

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1	—	24,999

当連結会計年度（平成30年3月31日）

売却したその他有価証券

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	21,000	1,000	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 100,000株
付与日	平成29年3月31日
権利確定条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等（以下「当社の従業員等」という）の地位を有していることを要する。但し、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事由がある場合はこの限りでない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成31年4月1日～ 平成39年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	100,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	100,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

②単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	755
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法はディスカウントキャッシュフロー法に基づいて算出した結果を基礎として算定しております。

なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとして算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千元
- ② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千元

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員 6名 当社子会社従業員 17名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成29年3月31日	平成30年3月12日
権利確定条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等（以下「当社の従業員等」という）の地位を有していることを要する。但し、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合はこの限りでない。	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成31年4月1日～ 平成39年3月31日	平成32年3月13日～ 平成40年3月12日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	100,000	—
付与	—	100,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	100,000	100,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

②単価情報

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格	(円)	755	1,350
行使時平均株価	(円)	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法はディスカウントキャッシュフロー法に基づいて算出した結果を基礎として算定しております。

なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとして算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|----------|
| ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 59,500千円 |
| ② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	23,270千円	17,167千円
賞与引当金	23,503	25,693
税務上の繰越欠損金	—	55,454
貸倒引当金及び貸倒損失	16,068	15,733
債権放棄損	38,361	—
資産除去債務	18,147	25,906
減価償却限度超過額	1,235	—
未実現利益	23,294	36,788
その他	9,335	4,963
繰延税金資産小計	153,216	181,708
評価性引当額	△23,605	△23,420
繰延税金資産合計	129,611	158,287
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△14,723	△20,901
その他	△7,764	△2,953
繰延税金負債合計	△22,487	△23,854
繰延税金資産の純額	107,123	134,433

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	53,160千円	100,917千円
固定資産－繰延税金資産	53,963	39,852
固定負債－繰延税金負債	—	△6,337

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	(%)	(%)
法定実効税率 (調整)	—	34.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	3.4
法人税額の特別控除等	—	△5.8
住民税均等割	—	0.2
その他	—	△1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	30.9

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載は省略しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社及び各支店オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該資産の耐用年数に応じて15年と見積り、割引率は当該資産の取得時点における使用見込期間に応じた国債利回りの利率に基づき1.20%~1.36%を使用しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
期首残高	51,930千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,909
時の経過による調整額	775
資産除去債務の履行による減少額	△4,509
期末残高	51,104

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社及び各支店オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該資産の耐用年数に応じて15年と見積り、割引率は当該資産の取得時点における使用見込期間に応じた国債利回りの利率に基づき1.20%~1.36%を使用しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
期首残高	51,104千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	27,796
時の経過による調整額	792
資産除去債務の履行による減少額	△5,618
期末残高	74,074

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社グループは、建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社グループは、建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

建設技術者派遣事業の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

建設技術者派遣事業の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	清川 甲介	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 48.8 間接 51.2	被債務保証	当社が発行した社債に対する被債務保証	774,000	—	—
						土地の売却	土地の売却	30,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社は社債の発行に対して、代表取締役社長清川甲介より債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額は、期末社債未償還残高を記載しております。
- (2) 土地の売却価格については、不動産鑑定士の鑑定評価額を参考に決定しております。
- (3) 土地の取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において当社が発行した社債に対して債務保証を受けておりましたが、当該保証は、当連結会計年度中に解消しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	534.18円	659.52円
1株当たり当期純利益金額	132.03円	148.34円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 平成29年2月23日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式総数により算定しております。
3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,190,136	2,704,034
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,190,136	2,704,034
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	4,100,000	4,100,000

4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	541,338	608,197
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	541,338	608,197
普通株式の期中平均株式数(株)	4,100,000	4,100,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数100,000個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権2種類(新株予約権の数200,000個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
該当事項はありません。

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
減価償却費	57,958千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	123,000	30.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)

当社グループは、建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	161円31銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	661,377
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	661,377
普通株式の期中平均株式数(株)	4,100,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社コプロ・ホールディングス	第3回私募債	平成27年 3月31日	64,000	—	0.370	無し	平成30年 3月31日
株式会社コプロ・ホールディングス	第4回私募債	平成28年 3月31日	80,000	60,000 (20,000)	0.106	無し	平成33年 3月31日
株式会社コプロ・ホールディングス	第5回私募債	平成28年 9月26日	279,000	237,000 (42,000)	0.280	無し	平成35年 9月26日
株式会社コプロ・ホールディングス	第6回私募債	平成28年 9月30日	630,000	490,000 (140,000)	0.106	無し	平成33年 9月30日
株式会社コプロ・ホールディングス	第7回私募債	平成29年 3月27日	300,000	258,000 (42,000)	0.420	無し	平成36年 3月27日
合計	—	—	1,353,000	1,045,000 (244,000)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
244,000	244,000	244,000	154,000	84,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	300,000	—	0.33	平成30年3月16日
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	21,855	23,180	1.81	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	75,838	57,542	1.81	平成31年～34年
合計	397,693	80,723	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高及びリース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	23,570	23,967	10,004	—

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の注記を省略しております。

(2) 【その他】

当社及び当社子会社である株式会社コプロ・エンジニアードの従業員の採用方法に関連して、平成30年3月に、当社及び当社従業員に対し、株式会社アクト・ジャパン及び株式会社アーキ・ジャパンより42,023千円の損害賠償請求の提起を受け、現在係争中であります。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,943,672	1,738,289
売掛金	※ 284,518	※ 77,072
前払費用	24,649	46,454
未収入金	※ 160,018	※ 22,382
繰延税金資産	5,661	55,646
関係会社短期貸付金	200,000	—
その他	369	※ 59,545
貸倒引当金	—	△267
流動資産合計	2,618,890	1,999,121
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	46,272	100,137
車両運搬具（純額）	3,902	—
工具、器具及び備品（純額）	3,597	22,678
有形固定資産合計	53,773	122,816
無形固定資産		
借地権	5,900	5,900
ソフトウェア	2,904	1,675
リース資産	82,206	63,396
無形固定資産合計	91,010	70,971
投資その他の資産		
投資有価証券	20,000	—
関係会社株式	100,000	100,000
保険積立金	121,030	253,061
繰延税金資産	25,424	—
その他	71,076	106,058
投資その他の資産合計	337,531	459,120
固定資産合計	482,315	652,908
資産合計	3,101,205	2,652,030

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	308,000	244,000
リース債務	19,999	20,254
未払金	※ 165,779	※ 86,859
未払費用	※ 2,882	6,042
未払法人税等	24,971	107
預り金	16,404	15,529
賞与引当金	2,617	7,434
その他	—	10,838
流動負債合計	540,653	391,067
固定負債		
社債	1,045,000	801,000
リース債務	69,624	49,369
繰延税金負債	—	6,337
資産除去債務	21,896	22,304
その他	2,740	—
固定負債合計	1,139,261	879,011
負債合計	1,679,914	1,270,078
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
利益準備金	7,500	7,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,388,290	1,348,951
利益剰余金合計	1,395,790	1,356,451
自己株式	△4,500	△4,500
株主資本合計	1,421,290	1,381,951
純資産合計	1,421,290	1,381,951
負債純資産合計	3,101,205	2,652,030

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益	※1 610,535	※1 802,319
営業費用	※2 360,352	※2 758,014
営業利益	250,182	44,304
営業外収益		
受取利息	※1 3,744	※1 3,612
受取賃貸料	※1 2,817	1,235
貸倒引当金戻入額	2,662	—
受取和解金	1,574	1,633
その他	596	89
営業外収益合計	11,395	6,570
営業外費用		
支払利息	2,521	1,340
社債利息	1,835	2,851
支払保証料	3,221	4,804
社債発行費	21,551	—
減価償却費	437	750
支払和解金	—	3,000
貸倒引当金繰入額	—	267
その他	90	235
営業外費用合計	29,657	13,250
経常利益	231,920	37,624
特別利益		
固定資産売却益	※3 397	—
関係会社整理益	21,752	—
投資有価証券売却益	—	1,000
償却債権取立益	—	985
特別利益合計	22,150	1,985
特別損失		
固定資産売却損	※4 4,951	※4 76
固定資産除却損	—	※5 170
関係会社整理損	111,095	—
関係会社株式売却損	24,999	—
会員権解約損	—	2,430
特別損失合計	141,045	2,676
税引前当期純利益	113,024	36,932
法人税、住民税及び事業税	56,436	195
法人税等調整額	△4,042	△18,223
法人税等合計	52,394	△18,028
当期純利益	60,630	54,960

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金合 計			
			繰越利益 剰余金				
当期首残高	30,000	7,500	1,453,530	1,461,030	△4,500	1,486,530	1,486,530
当期変動額							
剰余金の配当			△125,870	△125,870		△125,870	△125,870
当期純利益			60,630	60,630		60,630	60,630
当期変動額合計	—	—	△65,239	△65,239	—	△65,239	△65,239
当期末残高	30,000	7,500	1,388,290	1,395,790	△4,500	1,421,290	1,421,290

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金合 計			
			繰越利益 剰余金				
当期首残高	30,000	7,500	1,388,290	1,395,790	△4,500	1,421,290	1,421,290
当期変動額							
剰余金の配当			△94,300	△94,300		△94,300	△94,300
当期純利益			54,960	54,960		54,960	54,960
当期変動額合計	—	—	△39,339	△39,339	—	△39,339	△39,339
当期末残高	30,000	7,500	1,348,951	1,356,451	△4,500	1,381,951	1,381,951

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
流動資産		
売掛金	284,518 千円	77,072 千円
未収入金	103,781	989
その他	—	6,372
流動負債		
未払金	128,522	7,922
未払費用	125	—

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	610,535 千円	802,319 千円
営業取引以外の取引高		
受取利息	3,598	3,590
受取賃貸料	2,342	—

※2 営業費用の主なものは次のとおりであります。なお、すべて一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
役員報酬	165,220 千円	267,997 千円
給料	46,148	123,795
賞与引当金繰入額	2,617	7,434
減価償却費	34,421	37,169

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
土地	397千円	－千円

※4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
車両運搬具	4,951千円	76千円

※5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	－千円	170千円

(有価証券関係)

前事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 100,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 100,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	4,365千円	—千円
賞与引当金	903	2,550
税務上の繰越欠損金	—	55,454
関係会社整理損	38,361	—
貸倒引当金及び貸倒損失	16,068	15,738
資産除去債務	8,088	7,681
減価償却超過額	1,235	—
その他	392	593
繰延税金資産小計	69,415	82,019
評価性引当額	△23,605	△23,420
繰延税金資産合計	45,810	58,599
繰延税金負債		
未収還付事業税	—	△2,953
関係会社整理益	△7,511	—
資産除去債務に対応する除去費用	△7,212	△6,337
繰延税金負債合計	△14,724	△9,290
繰延税金資産の純額	31,085	49,308

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	5,661千円	55,646千円
固定資産－繰延税金資産	25,424	—
固定負債－繰延税金負債	—	△6,337

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
	(%)	(%)
法定実効税率	34.5	34.5
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	28.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△113.5
評価性引当額	20.7	△0.5
税額控除	△8.2	—
住民税均等割	0.2	0.5
その他	△0.9	1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.3	△48.8

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	58,329	85,212	29,313	114,228	14,090	7,829	100,137
車両運搬具	6,382	—	6,382	—	—	1,191	—
工具、器具及び備品	9,333	36,749	1,387	44,694	22,016	9,319	22,678
有形固定資産計	74,045	121,962	37,084	158,922	36,106	18,339	122,816
無形固定資産							
借地権	5,900	—	—	5,900	—	—	5,900
ソフトウェア	5,992	430	2,538	3,883	2,208	769	1,675
リース資産	94,050	—	—	94,050	30,653	18,810	63,396
無形固定資産計	105,942	430	2,538	103,833	32,862	19,579	70,971

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物の当期増加額の85,212千円は本社内装工事などの新規取得によるものであります。建物の当期減少額の29,313千円は営業拠点の移転など除却によるものであります。

工具、器具及び備品の当期増加額のうち27,376千円は本社の設備などの取得によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	267	—	—	267
賞与引当金	2,617	7,434	2,617	—	7,434

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

当社及び当社子会社である株式会社コプロ・エンジニアードの従業員の採用方法に関連して、平成30年3月に、当社及び当社従業員に対し、株式会社アクト・ジャパン及び株式会社アーキ・ジャパンより42,023千円の損害賠償請求の提起を受け、現在係争中であります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1
買取手数料	無料 (注) 2
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告としております。</p> <p>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。</p> <p>当社の公告掲載URLは次のとおりであります。</p> <p>https://www.copro-h.co.jp/</p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年2月22日	清川 甲介	愛知県名古屋市千種区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	株式会社リタメコ 代表取締役 清川 甲介	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)(注)5	210 (注)6	1,584,329,040 (7,544,424) (注)4,6	資産管理会社への譲渡

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第253条及び株式会社名古屋証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則第23条並びに上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第19条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成28年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第219条第1項第2号及び株式会社名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程に関する取扱い要領2(1)に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第254条及び株式会社名古屋証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則第24条並びに上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況による記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表できるとされております。また、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、時価純資産価額方式より決定した価格であります。
5. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
6. 平成29年2月15日開催の取締役会決議により、平成29年2月23日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成29年3月31日	平成30年3月12日
種類	第1回新株予約権 (ストックオプション)	第2回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株
発行価格	755円 (注) 3	1,350円 (注) 3
資本組入額	378円	675円
発行価額の総額	75,500,000円	135,000,000円
資本組入額の総額	37,800,000円	67,500,000円
発行方法	平成29年3月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成30年3月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条及び株式会社名古屋証券取引所の定める上場前の公募又は売出し等に関する規則第25条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第259条及び株式会社名古屋証券取引所の定める上場前の公募又は売出し等に関する規則第29条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成30年3月31日であります。
2. 株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規定施行規則第259条第1項第1号及び株式会社名古屋証券取引所の定める上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第21条の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、時価純資産価額方式より決定した価格であります。
 4. 新株予約権①については、新株予約権割当契約締結後の退任による権利の喪失（取締役1名）により、発行数は90,000株、発行価額の総額は67,950,000円、資本組入額の総額は34,020,000円となっております。
 5. 新株予約権②については、新株予約権割当契約締結後の退任等による権利の喪失（取締役2名、当社従業員1名、当社子会社従業員2名）により、発行数は91,100株、発行価額の総額は122,985,000円、資本組入額の総額は61,492,500円となっております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	755円	1,350円
行使期間	平成31年4月1日から 平成39年3月31日まで	平成32年3月13日から 平成40年3月12日まで
行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等（以下「当社の従業員等」という）の地位を有していることを要する。但し、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事由がある場合はこの限りでない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左

2【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
小粥 哉澄	愛知県名古屋市東区	会社役員	35,000	26,425,000 (755)	特別利害関係者等 (当社取締役)
越川 裕介	愛知県名古屋市北区	会社役員	27,000	20,385,000 (755)	特別利害関係者等 (当社取締役)
齋藤 正彦	東京都足立区	会社役員	15,000	11,325,000 (755)	特別利害関係者等 (当社取締役)
向井 一浩	三重県四日市市	会社役員	13,000	9,815,000 (755)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
小粥 哉澄	愛知県名古屋市東区	会社役員	10,100	13,635,000 (1,350)	特別利害関係者等 (当社取締役)
越川 裕介	愛知県名古屋市北区	会社役員	8,000	10,800,000 (1,350)	特別利害関係者等 (当社取締役)
松岡 宏樹	三重県桑名市	会社員	7,700	10,395,000 (1,350)	子会社従業員
小林 昌弘	愛知県一宮市	会社員	7,000	9,450,000 (1,350)	子会社従業員
北方 雄一郎	埼玉県和光市	会社員	5,200	7,020,000 (1,350)	子会社従業員
但木 祐太	千葉県市川市	会社員	4,700	6,345,000 (1,350)	子会社従業員
三宅 孝幸	大阪府大阪市此花区	会社員	4,600	6,210,000 (1,350)	子会社従業員
大峰 正大	北海道札幌市豊平区	会社員	4,400	5,940,000 (1,350)	子会社従業員
向井 一浩	三重県四日市市	会社役員	4,400	5,940,000 (1,350)	特別利害関係者等 (当社取締役)
齋藤 正彦	東京都足立区	会社役員	4,200	5,670,000 (1,350)	特別利害関係者等 (当社取締役)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
白井 宏宜	愛知県豊川市	会社員	4,200	5,670,000 (1,350)	子会社従業員
大島 悠生	福岡県福岡市博多区	会社員	3,600	4,860,000 (1,350)	子会社従業員
津谷 龍世	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	3,000	4,050,000 (1,350)	子会社従業員
堂本 大樹	神奈川県中郡大磯町	会社員	2,400	3,240,000 (1,350)	子会社従業員
根笹 優	愛知県名古屋市東区	会社員	2,300	3,105,000 (1,350)	当社従業員
丸山 悠暉	愛知県岩倉市	会社員	2,300	3,105,000 (1,350)	子会社従業員
河内 恭平	神奈川県川崎市麻生区	会社員	2,000	2,700,000 (1,350)	子会社従業員
岩田 卓也	大阪府大阪市北区	会社員	2,000	2,700,000 (1,350)	子会社従業員
和田 彩希	愛知県日進市	会社員	1,800	2,430,000 (1,350)	当社従業員
井上 健太	福岡県福岡市東区	会社員	1,400	1,890,000 (1,350)	子会社従業員
星野 義明	愛知県額田郡幸田町	会社役員	1,300	1,755,000 (1,350)	特別利害関係者等 (当社監査役)
春馬 学	愛知県名古屋市東区	会社役員	1,100	1,485,000 (1,350)	特別利害関係者等 (当社監査役)
大倉 淳	愛知県名古屋市東区	会社役員	1,000	1,350,000 (1,350)	特別利害関係者等 (当社監査役)
神田 竜太	兵庫県明石市	会社員	1,000	1,350,000 (1,350)	子会社従業員
保浦 知生	愛知県江南市	会社員 (注) 1	600	810,000 (1,350)	当社従業員 (注) 1
酒井 博	愛知県名古屋市西区	会社員	500	675,000 (1,350)	当社従業員
森尻 勝美	千葉県船橋市	会社員	300	405,000 (1,350)	当社従業員

- (注) 1. 保浦 知生は当社の従業員でありましたが、平成30年6月26日付で当社の取締役を選任されたため、特別利害関係者等（当社の取締役）となっております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社リタメコ ※1, 2	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号	2,100,000	49.05
清川 甲介※1, 3	愛知県名古屋市中村区	2,000,000	46.72
小粥 哉澄 ※4	愛知県名古屋市中村区	45,100 (45,100)	1.05 (1.05)
越川 裕介 ※4	愛知県名古屋市中村区	35,000 (35,000)	0.82 (0.82)
齋藤 正彦 ※4	東京都足立区	19,200 (19,200)	0.45 (0.45)
向井 一浩 ※4	三重県四日市市	17,400 (17,400)	0.41 (0.41)
松岡 宏樹 ※7	三重県桑名市	7,700 (7,700)	0.18 (0.18)
小林 昌弘 ※7	愛知県一宮市	7,000 (7,000)	0.16 (0.16)
北方 雄一朗 ※7	埼玉県和光市	5,200 (5,200)	0.12 (0.12)
但木 祐太 ※7	千葉県市川市	4,700 (4,700)	0.11 (0.11)
三宅 孝幸 ※7	大阪府大阪市北区	4,600 (4,600)	0.11 (0.11)
大峰 正大 ※7	北海道札幌市豊平区	4,400 (4,400)	0.10 (0.10)
白井 宏宜 ※7	愛知県豊川市	4,200 (4,200)	0.10 (0.10)
大島 悠生 ※7	福岡県福岡市博多区	3,600 (3,600)	0.08 (0.08)
津谷 龍世 ※7	神奈川県横浜市鶴見区	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
堂本 大樹 ※7	神奈川県中郡大磯町	2,400 (2,400)	0.06 (0.06)
根笹 優 ※6	愛知県名古屋市中村区	2,300 (2,300)	0.05 (0.05)
丸山 悠暉 ※7	愛知県岩倉市	2,300 (2,300)	0.05 (0.05)
河内 恭平 ※7	神奈川県川崎市麻生区	2,000 (2,000)	0.05 (0.05)
岩田 卓也 ※7	大阪府大阪市北区	2,000 (2,000)	0.05 (0.05)
和田 彩希 ※6	愛知県日進市	1,800 (1,800)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合 (%)
井上 健太 ※7	福岡県福岡市東区	1,400 (1,400)	0.03 (0.03)
星野 義明 ※5	愛知県額田郡幸田町	1,300 (1,300)	0.03 (0.03)
春馬 学 ※5	愛知県名古屋市東区	1,100 (1,100)	0.03 (0.03)
大倉 淳 ※5	愛知県名古屋市東区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
神田 竜太 ※7	兵庫県明石市	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
保浦 知生 ※4	愛知県江南市	600 (600)	0.01 (0.01)
酒井 博 ※6	愛知県名古屋市西区	500 (500)	0.01 (0.01)
森尻 勝美 ※6	千葉県船橋市	300 (300)	0.01 (0.01)
計	—	4,281,100 (181,100)	100.00 (4.23)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ※1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
- ※2 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
- ※3 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
- ※4 特別利害関係者等 (当社取締役)
- ※5 特別利害関係者等 (当社監査役)
- ※6 当社従業員
- ※7 当社子会社従業員

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

平成31年2月4日

株式会社コプロ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 澤田 吉孝 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コプロ・ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コプロ・ホールディングス及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

平成31年2月4日

株式会社コプロ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 澤田 吉孝 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コプロ・ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コプロ・ホールディングス及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

平成31年2月4日

株式会社コプロ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 澤田 吉孝 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コプロ・ホールディングスの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コプロ・ホールディングス及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

平成31年2月4日

株式会社コプロ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 澤田 吉孝 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コプロ・ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コプロ・ホールディングスの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成31年2月4日

株式会社コプロ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 澤田 吉孝 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コプロ・ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コプロ・ホールディングスの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

